

書簡集・(1987.1~5~)

~2008.11~

目次

No. _____
DATE _____

- 序文的序 2
- ・ ~'87, 1. 8 ~ 松下昇 → 金本浩一 4
- ・ ~'87, 1. 13 ~ 金本浩一 → 松下昇 9
- ・ ~'87, 1. 17 ~ 松下昇 → 金本浩一 13
- ・ ~'87, 1. 21 ~ 松下昇 → 金本浩一 14
- 時の櫻通信でめぐる ~'86, 8. 1 ~ 23 ~ 付の ~μ~ 表現に關連して ~1986 ~ 12. 6 ~ 7 ~
(坂本) 迄 ~
- (坂本) 迄 ~ 氏の ~12. 6 ~ 7 ~ 表現に關するの感想断片 (~μ~) ~'86, 12, 12 ~
- ・ ~'87, 1. 27 ~ 金本浩一 → 松下昇 14
- ・ ~'87, 1. 29 ~ 松下昇 → 金本浩一 17
- ~1987, 1. 25 ~ (坂本) 迄 ~ → 松下昇
- ・ ~'87, 2, 3 ~ 金本浩一 → 松下昇 21
- ~2, 1 ~ 金本 → 坂本 ~
- ~1, 25 ~ 付の 手紙 (坂本) 迄 ~ 氏の ジュニアの一行を媒介して...
- (坂本) 迄 ~ 氏の ~12. 6 ~ 7 ~ 表現に關するの感想断片 (~μ~) ~'86, 12, 12 ~
- ・ ~'87, 2, 10 ~ 松下昇 → 金本浩一 24
- 1987年2月5日 村尾建吉 → 松下昇
- '87, 2, 10 夜 松下昇 → 村尾建吉
- ・ ~'87, 2, 13 ~ 松下昇 → 金本浩一 26
- ~'87, 2, 19 ~ 20 ~ 19 次々本りについて ~μ~
- ・ ~'87, 2, 16 ~ 金本浩一 → 松下昇 28
- ~'87, 2, 16 ~ 金本浩一 → 村尾建吉
- ・ ~'87, 2, 26 ~ 松下昇 → 金本浩一 30
- ・ ~'87, 3, 9 ~ 松下昇 → 金本浩一 31
- ~'87, 2, 26 ~ 27 ~ 金本浩一 → 松下昇 32
- ~'87, 3, 9 ~ * <消滅フォーラム> について
- ~'87, 3, 3 ~ 電報表現に併存して... 松下昇 → 岡山大学東運院シホシツ御中
- '87, 3, 3 松下昇 支援連合誌 御中 第3小法廷本217号

No. _____
DATE _____

- 2.3 口頭弁論手紙の事後経過報告
- 支援連合誌 65号
- 62. 2. 24 大野誠一 → 松下昇
- '87, 2. 26 松下昇 → 大野誠一
- '87, 1. 21 松下昇 → 北原学人
- 1987年 ~ 2月17日 北原学人 → 松下昇
- '87, 3. 8 松下昇 → 北原学人
- ・ ~'87, 3, 19 ~ ~3, 17 ~ 付の 金本 → 松下昇 氏に付いて註 ~ の「序」にて μ47
- ~'87, 3, 17 ~ 金本浩一 → 松下昇
- ~'87, 3, 12 ~ 金本浩一 → <東洋経済学協会 岡山大学東運院シホシツ御中> ~ 様
- ~'84, 5. 7 ~ 松下昇 ~ 金本浩一の前提として「証言」してあること
- 五月三日の会通信第ニニ号 -8- ~ -13-
- ・ ~'87, 3, 27 ~ 29 ~ (連連) 松下昇 → 金本浩一 56
- ・ ~'87, 4, 11 ~ 金本浩一 → 松下昇 59
- ~'87, 3, 26 ~ 金本浩一 → 上野靖隆
- 1987年3月26日 村尾建吉 → 金本浩一
- ~'87, 4, 2 ~ 金本浩一 → 村尾建吉
- ・ ~'87, 4, 16 ~ (連連) 松下昇 → 金本浩一 64
- 時の櫻通信第(16)号の発行委託フォーラム ~'87, 3, 30 ~ 発行委員会
- 共同表現論の素材として ~'87, 3, 30 ~ 松下昇
- '87, 3, 26 松下昇 → 田藤
- 1987年4月7日 竹中千恵子 → 鈴木との
- ~'87, 4, 9 ~ 松下昇 → 鈴木との
- 1987, 4, 11 鈴木との → 松下昇
- ~'87, 4, 14 ~ 松下昇 → 鈴木との
- ~'87, 4, 15 ~ 松下昇 → 鈴木との
- ~'86, 5, 15 ~ 金本浩一 → (久住登茂子) 74

・ 及び加す 75

序文の序

DATE

松下昇氏からとどき、いただいている書簡を、破棄・焼却できず、時系列順に整理し、現存的な註をつけながらコピーして、ある少数の限られた関係者に手渡し、ある。

そこでふくらんでいるテーマ、事柄、人物について、同じ時間帯に、～わたしのこころには、違い異なる色調の書簡～証言がこのおりにあったが、と、免脱～意見がつけられた返信がある。勿論、独自に、テーマをはらってゐるものの意見・見解が、全く別の視座から寄せられてくるものも少なくない。

お互い、～時の楔通信～、概念集を検討、対話、討論しながら、< >～{ }～過程(と称し、称するもの)を根本的、基本的に検証～訂正するある共同的水準の回路を創出しつつ試行して...

書簡(3) (～08.7～)がひとつの形態をもって提示されたことに対して、予想したとはいえず、それ以上の、(1)、(2)を包みこむたいへん厳しい次のような反応があった。

- ・ 読む以前の文脈で、書簡(群)で浮き彫りにされている一→一の問題が現在それをとり出(出す)しているもの、衝動として仕舞ってこぼれ、読むだけの文脈がかけあがらされて(いか)ない。(KM)
- ・ 書簡集(3)序文の冒頭から意味不明の<悪文>となっていて、最終段落も、<何のことか、何か、どうしたのか? おたたく不明でサッパリ判らない!>

序文の Summary は次の二行に要約することかできるとあるが「書簡集作業の観と理念を、深慮をもった現在の言葉につなげよう行きたく、それは、「運動性表現」といったものをめざしている」(MY)

「松下の表現を読みつづいて自ら書くところ転換の場が聞かれる」

- ・ 書簡集(3)と読んだ感じとしては、作業としてゐる人かどこに立って書いている(編集して)いづれか分からない、という点である。(KY)
- ・ <～とあり目を通すだけどもテーマ群の「質量に圧倒され、目その労働から受けるものとは異質なく瘡痕」に包圍されていくのを感じ>

DATE

るのとは、(1)、(2)の後に(3)を出現させた人々性その浮力に「新なるところ」で深く長く呼吸される(必要)が十分で(足りないから)あり、<資料の原像>にもこれほどの表現的揚力の力量不足があり、安易に文投が土壌として挿入、並置された資料を単に読む興味も乏しくしていく。要するに、展開～おもしろくはない、である。(1)

・ (1)、(2)はともかく、(3)は情説的にも、本質的にも、ある形態としてくいる」といふことが成立するが... (MS)

- ・ 無～非反応
- ・ 転居先不明で返送
- ・ 書簡集(3)の感想文として、とくに言及されている自～の行状～表現について、関係(史)自己身体性の～塊塊をけがれるように、2Bの鉛筆で書き直ったかのように... (3)を解体し、対価～対決していくなかで共同の表現過程として再～編集を迫ってまわっている... (TH)

・ 「時の楔通信」が縦横無尽に、複素数性の関係を包摂した、「80年代の連続時～空間の表現過程」とその方法論の提示という説について、さうだ、と首肯はするが、このような集大成的、手法(=方法論)は、バルザックの「人間喜劇」(2～人物再登場の小説群)がすでに18c初頭～中葉に熟しております。彼は王党派で下から上への大革命→王制復古→パリ・ジャンヌン以前、まじの現世世界に対応する、仮世世界を構築した、と思います。

バルザック(1799～1850)と同時的に行なわれる鶴屋南北(1755～1829)の表現世界の構造を検討してみるときおもしろいかもしれません。

いかに頭を冷やして、「時の楔通信」論～80年代論、をやることをお約束します。(MY)

⋮
⋮

(それ以外の。のあとにはバルは異和～強り消していか、結局記(2)ある)

それゆゑに根拠ある指摘、批判的提起に、手紙のやりとりで〈部分〉
的に答えても、今までのやり方で書簡集(4)……と作業をやってゆくと、
この序文的序……を含めて、軌道修正、方針転換せざるを得なくな
てきている。

一般的に、序文とあとがきをつけた本文で構成された書物という
形態がある。

として、例としては、J.L. ボスハスの《序文と序文集》(1966~1969)
といった本がある。「私がかかっていたことのない或る本の序文として
読むこともできるだろう」という『発送されたものども』を含む『ジョージ
の《郵便葉書》』という本もある。

《序文とあとがきを見た既刊パンフのリスト》(1. ~1993.1~
2. ~1995.1~)の、各パンフの内部への展開方向との垂直性から
みれば、以下が示している状況性や表現ウイジョンの流動性流
域への、清々とした、〈本〉文に対する混濁とした〈序〉の対な
依~覆~水脈の、レシメ、メモ……書簡集)的な言ひの、読む
ことと書くこととが転換する、読者と作者が又かかってくる、複(重)
数的表現を、紙の上でつなぐ、紙をとおして、あつらして
いけたらいい原形である。

また、千もとにある松下昇の書簡文体に目をとおし、次第に
パンフレット等の送り状(のみ)にたどり着くことを確認しながら、
いつとありある記憶の水準を把握し、一冊にまとめたパンフレット
等との対して同封されているものはすべてコピーするも、註-表現は
最少限にとどめ、書簡(等)だけでもコピーしてゆく原則を多めす
ておく。

と、か、その中をゆけるか、という疑問が、手紙のやりとりのもの
の隔りのよくなる、深淵となる、という場合がある。

それゆゑ、この作業をゆける誘引であり、意味がないか、と。

すなわち、書簡集(3)……は、川原関係を失う、複(重)数表示に
くついでるべきものにすぎない、あつらひも(し)ない。

時系列順にゆける作業をするしかないとして、その表現過程は、
時系列にあつたが、たちどまりゆけるに脱け落ち、横切り、……直列
複(重)し、かぶりあひ、うしろめく(下)ゆ、……かき、～とちて
たちゆけるかどうかである。

あつらひ、意とちるところからほかに遠く雑魚のおぼろげあつ
らひていよう。何とゆかう？ ゆかう、松下昇の、松下
昇～μ～と、なにものかの声、呼吸像となる、どこへ誘つて
いよう、遠く、別に、みすかし、みすかしといたとして、決して一人、単独
である見事な、美の、ほんのゆがみかかすれな片鱗でも示しゆて
ゆける……

金本浩一様

1. 7ページ 村尾氏から '86.11.2~3の読者会の記録
を送って頂いたのでありますが、金本さんの発言に関連して、
より正確に把握したので、お手紙で回答させていただきます。
です。(記録の部分コピー同封)

① 25ページ ① 「それはおかしい」に 対応する ② の発言は

白紙で、今後 村尾氏に確認するつもりですが、金本氏が
みて(その場~現在)、何を「おかしい」と判断された
のでしょうか? また、その場で、それと別の方法で
おっしゃれば、どのような言葉でしょうか?(私は記憶に
ありません)

② 28ページ 4行目 ③ の発言内容は? 直後の ④ の発言は

「面白くない」という事ですか? という趣旨と考
えられます。また、7行目の ⑤ の発言については、
もし、この通りであれば、
「せめて『消滅』という発想を
おっしゃたのか、もう少し詳しく
お聞かせいただけますか?

③ 31ページの ⑥ の発言は、この通りですか? この場合、

「最も責任がある」とは、
どのような趣旨でしょうか?
お聞きしたいです。金本
さんの発言と照らし、
どうも考えが
あつたので、
お聞きしたいです。

④ 32ページ 下から5行目の ⑦ の発言は、

私にはこのように
記憶があるので、
お聞きしたいです。
お聞きしたいです。

以上、気がついたらと
ころで、
お聞きしたいです。
お聞きしたいです。
お聞きしたいです。
お聞きしたいです。

この手紙の
お聞きしたいです。
お聞きしたいです。
お聞きしたいです。
お聞きしたいです。

~ '87.1.8 ~ 松下 昇

追記 '86.12.23に 東京RB公判の判決があり、

強制執行停止申立をしたところ、
12.24に 河原井露子
からお聞きしたいです。
お聞きしたいです。
お聞きしたいです。
お聞きしたいです。

提起する必要がある。あつに研究室の誰かに提起しにことが、極限にいき着いたところで、初めて提起足り得るのではいか。勿論、任意の人に對して共闘してもらうとして、何故、ハハ付提起がすつとでてくるのか。

村氏が対幻想について発言しているとき、その把握をどのようにされているのか。わたし自身、今は切羽詰った問題を抱えているので、書物を読んでとか知識で展開している。むしろ、時間的緊急性があれば、シボでいいと思う。

松 自分の現場とは

村 家族とか考える会メンバーで抱えていることという意味です。

松 対幻想の問題は共闘できるのですか。

村 対幻想のテーマはすぐに実現しないであろう。それは多くの障害、困難、不可能性に囲まれているから、それだけに困難さに見合う形で共闘できる。

松 例えば、悩みをまくとか。

村 「人間のあらゆる行為は関係がある」とマルクスが言っているとして、例えば、文献の中で論じられることはあっても、対的領域は対的当事者しれどわたり得ないという...方があるが、神を扱うというテーマにしても以前では予想もされていなかったこと。おたしいは一切にタブーはないという立場で、すべての領域を対等に扱おうとしている。

松 対に、それぞれに位相差があり、それをどのように跨ぎ越すかということの問題ではないか。

村 幻想領域の関係性が存在する。そのときの意味のちかみ方をみる必要がある。領域だけをいっているのではなく、その領域を形作っているもの、存在の有り様を扱っては語れない。例えば、わたしにらに対して、過激派だとか、アパだとかいって、大衆がいう根拠には持っておけない事実性がある。

松

金 それはおかしい。吉本は理論的に残るんだといっている。

村 それは、共同性と対幻想の比較の問題

金 岡山での校友会の事務労働を媒介して、坂本〜汝本さんから多大の影響を根っている学生にらには、今行き詰まりを感じているように見える。その行き詰まりを突破するために、坂本〜汝本さんを批判している村氏に、大学野にまてほしいということだと思ふんです。村氏氏が坂本〜汝本さんを表現上で、最も批判されていると思う。このこと世界史的にも不可避の出会いとしてあるように思う。

村 それは金本氏の翻訳ですね。翻訳ではよくシボ準備会の雑誌からいわれた方が...んでいいですか。それとも金本氏の翻訳で...のですか。

森川 ことはしていうつもりはないが、それは困る。

金 RBに行くのは嫌で、行きたくない。シボ準備会の学生がシボというのを、学生生活の自然過程としていることをすごいと思う。

松 何がすごいのですか。

金 討論したり、寝起きを共にしていること。

村 そのお宝は、昨日あつに『真理の友教会』に通じるものですか。

金 そうですね。そのお宝はいいです。

松 シボ準備会がそこにいまつくということですか。

村 先程、金本さんがいわれたことですが、そういう...方もできると思う。わたし自身、自分のテーマにいまづまっているから。

松 坂本〜汝本さんの影響を最も根に鈴木そのさんの参加が不可欠ですね。眠り方も不十分だし、影響の根り方も不十分が気がする。

金 共同性から個への提起に関していうと、今年の1月にハ本さんへ提起があったし、3月にわたしへも提起があった。そのときは、シボ準備会の後に固有名詞が書かれていたと思うが、今回のハハ付提起には名前が書かれていないのは

のでは。つまり、山本光代さんを前にしてもそうですか。準備会(準備会)のときもそうですか。

④ 同じようにしろということですが、何を訊こうとされているのか。

⑤ 何を耐えている過程を自己史の中でどう捉えられているか。

⑥ 耐えることを否定するのではなく、耐えの固定性として見えてしまう位置の構造の総体

⑦ 耐えることを否定するのではなく、耐えの固定性として見えてしまう位置の構造の総体

⑧ どのからどこへ巡礼するのか。

⑨ その問い自体が消滅するのでは。

⑩ 不可避的(不可避的)な問いが相互に煮詰められていない。

⑪ それは浪本まで行くでも結構です。片山順(片山順)～浪本多恵子(浪本多恵子)が前座は努めさせてもらう。

⑫ '86年の大学祭は可能か—— '85年大学祭総括の個人総括の開示が正しいのはなぜか。

⑬ '85年総括はパンフにしているが、個人総括がなされていないし、そのことを含めて開示されていいということがあったが、このことについては光代さんとのTELでのやりとりの開示についてもいわれており、両方重ねて考えている。討論過程より総括過程というものが過去の秘められたできごととして問われたことについては、最低限質問者に返さなければならぬのではなか。とんぼに酷いとみえても、一旦できごとものについては正しい方がよいと考えて、吟味していいものについても過去の秘められた討論過程やできごとについて、そこから何を解かれてもらえればと思う。大学祭(大学祭)については、何でもやるんではないかと訊いている。

⑭ わたしは開示請求をしているのではない。御存在の人に伝える根拠の開示をいっている。文書総括の過程を問題にしているのではなく、それを流れている発想が問題である。9.24の文書(文書)についての指摘があったと思うが、それはひとつの方向にすぎないが、その水準としてあらゆるものに関係しているのではないかと。2.10付質問(2.10付質問)については、そういうことは全く

込めていたから、岡大シンポが可能かどうかということ、何か何でもやるという大学祭とは何なのかということだが、鈴木～根本さん(鈴木～根本さん)に対して提起はあったとして、それが角くのかということも関連してくるのではないかと。

⑮ とにかく大学祭(大学祭)をするんだということはある。考古研問題があり、準備会総体に問いかけられている。わたしは近い将来、単位

⑯ できない学で、いややるんだということでは、白夜通信読者会(白夜通信読者会)も同じではないか。

⑰ それは「白夜通信」発行の不可能性(不可能性)に対してということですね。その提起を徹底して遠くへ押しやるのではなく、その過程は開示されなければならぬのではないかと。きてみていうのではわからないのではないかと。

⑱ 7.10で全体総括の欠損をいわれているが、'85年大学祭の総括として、いわれているのか。

⑲ きたら答えていたのにという堀里さんのことを、松下山は引用されたが、岡山大へ任意の入り参

⑳ は死の搜索、共同作業の実現過程(共同作業の実現過程)についてはどうです。

㉑ それをそれぞれの位置で伝えようとしている。

㉒ 浪本さんは「10月通信」の原稿をさかれたことかありますか。

㉓ RB公判(RB公判)については、早くいいということを取ってかいている。

㉔ 第6号では如何ですか、具体的に示して下さい。

㉕ (K)面の「RB公判の最終性」はわたしに示さない。

㉖ 浪本さんは以前、「浪本多恵子などどこにもいない」ということをいわれていたように。

㉗ 片山順(片山順)は学友会の総務委員会との契約で使っている。81年に鈴木さんが

出産され、育児ということもあって、78年の連続体として、82年わたしと鈴木さんが総務委員会と対面したとき、^(西村)片山順を名乗っている。松江刑務所で拘留されていたとき、徳島大で学生として関わっていたときの教官とのかつとを捉え返すといった意味を含めて、屋外からの通信主体を片山順としていた。当時、鈴木そのさんは片山恵子と名乗っていた。対大と対裁判所といったことだけではない名乗っていたが、法廷に対しては名乗っていない。

④ 金本も大学当局に対して名乗ったことはある。以前、片山恵子に恋するということでもいってある。

⑤ 徳島で山本光代さんに会われるときは、汝本多恵子ですね。

⑥ そうですね。別に使い分けているわけはありませんが、学友会でも悪意を含めて汝本多恵子といわれたりしている。

⑦ 以前の提起で「汝本多恵子ほどどこにもいはいんだ」ということがあったが、

⑧ それは、村尾さんの手紙をぬきにしてすか。

⑨ 固有名詞がある汝本多恵子はんかはいんだ、というように受けとめていて、わたしは、今手紙をかくとき、汝本多恵子と書き得るのですか。もし書き得るとしたら、それはいつからですか。

⑩ 考えるということは自分に属しているか、何かするということは自分に属していか、ということもある。だからどこでとかどの時期とくに線引きをしていない。

⑪ シンポ準備会からの「講演」依頼と、以前の山本哲士「講演」会が重なりには、^(三)に、それとの関連では如何ですか。

⑫ 11.2付シンポ準備会からの提起に対して、^(その提起に添えていく条件)具体的には、示していない。

7.10付松下さん提起に答えていないということがあるが、そのことを別にしても、

⑬ 中尾さん、鈴木さんの両者の参加を不可欠の条件としている。中尾さんは82年

京大A267訪問での「白夜通信」批判があるのでそれとの関連で、鈴木そのさんから「白夜通信」批判がされているので、シンポ準備会の方で招請してほしい。

⑭ 「白夜通信」以降、職業ばを媒介するテーマに踏み入って、ずっと問題を持続してきているので、「考える会」メンバーのうち、今日参加する予定で、ここに参加していない人、そのうち1人でも参加する人がおれば、「考える会」への会議として望みたい。そのことにより、読者会を契機に「考える会」というものをもう一度考えたい。このことはこちらで条件をつくりだしていく。

⑮ ①~②が準備されたとして、7.10付提起についてはよくわからないうえ、わたしは参加するとしていると、不可能は大学祭に参加することになり、それはできないと思うので、⁽¹⁵⁾具体的には松下さんもその場に参加させ得るかということがある。

⑯ わたしは7.11提起だけでも、もっと重層的に提起している。

⑰ ^(金)ところで、このようにいふことは、提起されている松下さんに最も責任があるのでは。

⑱ 松下さんの提起がでてくる場面は、ハ木さん、高尾さんも関わっているのでは、いせ、もし関わっているとしたら、昨年のような参加の仕方はいり得ないのでは、いせ。

⑲ わたしとしては参加できない。

⑳ 高尾さん夫妻が時間的にも切迫したテーマに向き合っているのか、ということの問題。行っても行かなくてもということであれば、参加してもほんとうは問題とは出合っていないのでは。

㉑ 岡山に行かたいというより、行くための条件は何かということを考えている。シンポ準備会から、行くとしたら村尾への参加の条件を何故だしてこないと。

㉒ 大学祭が行ない得るとして、国家が提供し得る貨幣はいくらです。

㉓ 学友会からでる25万円です。

㉔ 金本氏は参加されるのですか。

- ⑤ 多分ね、松下さんの提起に関してですが、7/11提起のあったことは知っているがその内容については知らなかった。
- ⑥ 7/11というのは大阪での公判の日付と合っている。公判には是非存在しているが打ち合わせには存在している。9/24提起と不可分に提起している。
- ⑦ 金本さんは9/24に当時の櫻通信15の松下さんの文体の記述に違和感があると
いわれていた。
- ⑧ それに触れるとやばくなる
- ⑨ やばいことからしめたいのでは
- ⑩ 徳島のあじさい屋でく時の櫻通信15を受け取って、Aの公判の記述について一方的ではないかと感じて、松下さんのレジュメ表現が表現されていく過程に於て、表現から逆行していくものがあったのではないかと、具体的に言えば反世界は反宇宙性というものが表現されているのではないかと。
- ⑪ それまでの号で金本さんの感じられた反世界は、反宇宙性を具体的にあげてほしい
- ⑫ 今年のレジュメ表現を読んできた者として、例えば鈴木さんの子どもをせめたいといったことがあった。
- ⑬ 今、いわれて違和感を感じるのは全バックナンバーを履いている。
- ⑭ そのことは、村民氏からもいわれて、未卒的表現が消えているように思う。
- ⑮ 時の櫻通信6号11号を読み得るものだけ、読み得る。表現というものは届かない。もし届き得るとすれば祝福であるという思いがある。
- ⑯ わたしはもっと展開しているのですか？
- ⑰ 金本さんのそれは一体どこからくるのですか？
- ⑱ 坂本さんの言及と金本氏の言及の違いはどこにあるのか。これは「白夜通信」に関してだけではない。関係のどちらにもあったと思う。
- ⑲ 坂本さんのいわれて平放たはめということについても、そのことはただでなく

- そのことばかりでくる前段があったのではないかと、それは読者会の招請の仕方、その範囲も含めて考える必要がある。そのことより、9/24に読者会のテーマをだされたこと、わたしにしては意外だったし、条件として不十分だったのではないかと。
- ⑳ 問題への答え方、対処の仕方でそういっているとする。それはそうだと思う。金本さんは、それはまいていくべきだといわれて、そうですか。テーマがわからないうちに、飛び込んでいくかといったとき、自分には不可避性として刻印を押されたとき。
- ㉑ 幻想性の解体といふとき、恣意性を含んだものではなければならぬ。坂本さんへの思い入れということばでいいます。
- ㉒ 今までのように手紙を送り付けてくるならば、今回の全参加者へのレジュメを送付したいと思っている。
- ㉓ 相手の人たちに不愉快な感じを抱かれるような思いをもたせたいようにということがあったら、参加ということもテーマにするのであれば、提起の仕方の不愉快さをテーマにすればいいのでは。
- ㉔ それぞれの方から意見をいわれたらいい。

性の直視にある。

ついでにこの問題とある発言の前に。

④ 奇跡ですか？

⑤ くりくりはいやない。あー。くりくりはいやない。

くりくりとりのあつと悪い出さすか……

これとしてからか、互にかいいて、自分にしてからか不満足な、もどかしいもの、あつてしまいましたか？ このペンでひたす、あつてはいます。

追記

原公判の経過を次のように、まとめています……と把握しています。

'86. 12. 23

判決（仮執行宣言付）

控訴

仮執行免脱宣言の甲立～執行停止決定甲立

12. 27

強制執行停止決定（保証金を~~お~~する旨とする）

これをとせば、この判決がよければ、12. 5の公判での〈拒否〉に、この本人尋問のこの発言の不十分性、尾端しきり、〈せみ残り〉、これでは……と思っ考えはしますが……別の価値から、そこを、また、この報告をきいたらと思っす。

～'87. 1. 13～

金本浩一

1986年11月2～3日に尼崎市（市立園田地区会館）であつた山本～〈白夜通信〉読者会への記録は、上野清隆氏によるもの②とする、と、④～山本多喜子氏によるもの③とする、がある。

山下から送られた④に相当する部分は、③では次のようになっている。

① 村尾：吉本氏は「対幻想については語るものごとくするもの」と言っている。ほくもどき思ふ。

鉢：それはあかい

村尾：国家という共同幻想の死滅後も対幻想は残る、と。

山下：それはひとりの仮説でしかない、くりくりとも転倒を要する

②の部分は、（金本とのやりとりが、どこ？）くりくりもあつて、内容は崩壊とやら、空自とあつて、

③ 山下：村尾氏は「このままと山下氏は行かないことになるけど、いいか？」ときいている。すい答はなしと×。ほくの提起は互に重なる。何か提起しつづけるか相互に把握できないのに何か何かもやりたい、という重なり先壁している。

鉢：先壁—山下氏の方にないか？

山下：くり。だから自分か、もとも批判の天面に立っている

その書評論における「関係の絶滅性」が「共同幻想論」をへて、「関係の客観性」をい換えていく吉本隆明の幻想性の分岐構造論ともいべき理論と、時代的状況的に格闘し、仮説と組織（論）による～不可能性表現（論）運動と下向平野相（さ）と12. 5の、情熱空間（論）としての表現作品「大甲」……「包圍」である。従って、共同幻想死滅後も対幻想は残る、も仮説として転倒されなくてはならない。共同幻想死滅～近放後の対幻想は、対幻想として変容している、と。

〈なぜ「消滅」という発想をさしたのか〉と聞かされている、単に、その消滅という言葉を、この問題に、この時、山下氏が山下昇く消滅マシンを潜在させて、情熱の無意識にたける関係（史）的自己身体に昇るから、それを逆にたかたか相互に昇化はしているのに僕が気がつかない

←になるという事は、提起された松下文に最も責任があるのでは...と、
面と面を言明した場面の記憶は、この読者会に於ては確かに僕にはあるが、
「(重た)夫墜一松下文の事になんか」という発言はあまり適切でないように
思われ、白河の言語派ではない。しかし、〈さ〉と松下文はいふ。

(日学)慣性系〈か〉の失墜する存在の速度変換の把握こそ、
工学半導体、全共闘運動〜大衆同交へとめぐるいろいろな運動の
相対性を決していくための...

〈全責任はゆたしにある〉、と。

- ④の部分は、特に今後の展開に重要であり、④を左、⑤を右に並記していく。
松 9.24に金本氏が言ったときの榊通信の
変化とは
- ⑤ 金本氏は9.24に〈時の榊通信15〉 ⑥ 15号とそれ以前にキ型がある、それには異議があり、
の松下文の文体に亀裂があるといふ松が 抗議してい、と金本氏はいふ
松 スゴイなあ(笑)
- 松 どういうように言われたのか
- ⑦ 松に解けるとやばくなる ⑧ 言いはヤバイことになった
- 松 マゼンタからしかいえないのでは
- ⑨ 徳島のあいつ屋に〈時の榊通信15〉 ⑩ 反宇宙性が15号でなくなる、今年の3月
を以てしてA367公判の記述に二つあり 以降にもある。それがどう表現されるのかと
ではなかった。松下文のしなやかな表現 期待していた。
が表現の遅い遅い遅い遅い、表現から
進行していくかある、たのにはあるか
具体的にいえる、反世界性とか反宇
宙性というものを表現していったか
ったのではあるか

松 松下文の号は金本氏の思いがけず ⑪ 金本氏がそれ以前に提言していた「反宇宙性」の
反世界性、反宇宙性を具体的にあげたい 例は?

- ⑫ 松下文のマネをもうと出廷とか
- 松 松下文の酒の量に変化、松下文はいい? あるた
- ⑬ 今年のしなやかな表現を読んだ読者として 反宇宙性の捉え方からいって現在どうなる?
例として金本氏の子と松下文を産むと ⑭ 例として「金本氏は子と松下文を産むと
いふことある
- 松 松下文、任意の人を殺さないといふ
- 松 今、いかに亀裂は全バツナンバー キ型は全号とあるといふのた
を履いている
- ⑮ 松下文は、さう
- 松 不慣れた公務として書いている
- ⑯ ああ、反宇宙表現はどのくらいか?
- 松 松下文は6号、11号の系列、松下文を読み取る者
のみが知っている
- ⑰ 松下文の中と思えば、松下文は届かなくてもいい、と
- 松 届かなくてもいいのは祝福、表現というものは届かなく
てもいい
- ⑱ 届かなくてもいいのは奇跡?
- 松 松下文では言いたくないけど、でその先は?
- ⑲ 松下文はもっと展開しているのか ⑳ 松下文、もっと展開したけれど、今言っていることは、
松 金本氏の松下文は一体どこから? 松 何で? 早くも答えをいいたい、松下文の
問題
- ㉑ 松下文の時間性
- ㉒ 貴重な意見を言った

(②にあわせて③の発言者も略記している。松 松下文、④高尾和雄、⑤金本浩一)
この日の討論。はじめのほうで松下文は、〈ほくのとてして時の榊通信
の全バツナンバーを持ってきている...〉と発言している。この時々の、時の榊
通信の全バツナンバーとは、〈6〉、〈11〉と欠番とす、〈0〉〜〈15〉の
14冊をさしているのた。

が、現在の時刻には、〜時の榊通信〜とは、次のようにもいえる
と発言することができると、僕も考えている。

時の楔 < 語... に関する資料集	~1978, 10, 16~
時の楔通信 第<0>号	- 九七八・十一
<1>	- 九七九・十二
<2>	- 九八〇・十一
<3>	- 九八一・九
<4>	- 九八二・十
<5>	- 九八三・七
<7>	- 九八三・四
<8>	- 九八三・九
<9>	- 九八四・二
<10>	- 九八四・九
<12>	- 九八五・八
<13>	- 九八五・九
<14>	- 九八六・一
<15>	- 九八六・七

時の楔通信 《[△]の

時の楔通信・訂正リスト ~一九八七・九月~
一九八四年六月

以上のことは、~一九八三年五月~付の「既刊表現の総体と今後の作業方向」で「時の楔通信<0>~<15>号(78年10月~87年9月)および多数の関連パンフの訂正リストと全パノナンバーを併置化する第< >号を予定」と記述しているのを参照願電させている。

~時の楔通信~のこの手直し<15>, <読み手者のみが知りうる>として、6号, 11号への巡礼行の足跡としようか?

(n)生涯をこまかく<私>がめぐりあがらぬべく地歩の果て...

討論記録の中の松下の発言で、ここで僕が書き写したところの個所は以下の通りなのである。

(1) 松下: さきほどの2時間と井極であり、メロウな性がある。主語を主しこます、テ-アの全体を等価とみなすその方法がそのよりの不可避性からせよ、その吉本氏は60年代まで、70年代以降の状況には触れえないし、あついでせよ、とよまえて<白夜通信>も~103通信~も出てきている。北川・菅谷は吉本以下。

村尾: 吉本氏は自分の欠損を知っている、さかちかう。

金本: 吉本氏の表現過程(表現取移論-金本訂正)の中に時の楔通信を名める(位置づけをいく)発想をしたことはないか?

松下: その問題は、パレットの中で書いたものを学術論文や本として収束させてしまうのと同じに感じ、個有名詞の思想というのは'60年代で終わる、とよまえて...

(2) 松下: 拡散といふことについてだが、河村隆二氏が放射能の拡散のしかた(その日本的特性について)の方程式をたててあり、国際的に注目され、政府から一へやれ覚をもらってやるから、とそれが出たところ、その拡散方程式を情況的に使おうと思える。拡散とか、潮退とか、否定的に捉えられかたでいかにうまはない。

(3) 松下: ... ひとつの作品の構造に匹敵するものを今ほつてくるといって断念をふるえないと批評は成り立たない。...

(4) 松下: ... 表現の根拠の变革、というより質復そのものの変革も求めたいと、

金本 謙一様

～1.13～のお手紙をありがとうございます。4頁に出た質問に回答していただき、多くの示唆をうけています。とくに③と④に関連して「版図」という記述によって示されるものは、自分でいうのも変ですが、全くその通りです。^(不正確な)作業をワーゴ的に照射されたように気がしました。お礼を申し上げ、かつ具体的な表現を展開することで更に忘らうと努めています。

4頁に出た質問を踏まえて、記録された人への答にむくものは、たしかに、おっしゃる通り限界があり、同位相の場ととして「訂正」を含む提起をしていくべきですが、同時に、限界を踏んでいくことと交差～展開というものが必要である。とこの+数年前に呼んでみました。このころ大学争論体についてどうも知らず。ただし、前述の「版図」概念(知は、手だ、このように記述しながら構想していったし、そこから^{不正確な}提起して下る位相にあつて、記述をこころ遣いながらくみとり得てくるのをうれしく思っています。それ又～

訂正の意的に

力真、方向性へ～
と～

～'87.1.17～

'86 0大学実行委員～に関するレポート
に非存在して---

松 下 昇

辞書といけば、《戸籍と地図と、取いて一國の領領域》の意とされる「版図」との言葉。「版図」概念を、僕ほど知らず、てきとうに「版図」
が「辞書」の意味がありとあるに「版図」は「版図」とも
反く「版図」ともかかると、〈質的に別の意味〉に言い換えていく表現
作業の4つの3は、この時、現在、どのようにみえるか？

この時、
通過
結合
の
知
の
41
ペー
ジ
を
過
渡
的
討
議
と
し
て

時の稷通信とめ(2)~26.8.1~23~付の~に表現に拘束して

~1986.12.6~7~

<改本>ニヤ

今年3月以来 松下氏から 様々なこと^(私~人)が^私向けてきてるという感じが
で、ほよほ何れ<人>と(対置)してる^私いいなあ^私と思^私うのは、
この8.1~23~表現についてである。^私最近^私<若手>といふか<強>
とこの方向からきてるという感じがする。

文章表現といふのは私にとってさうさうと書けるようになったのは
何一つない。学友会の手帳日記に記すごく事務的なものとして
そう。<外>~<内>から強^(外)い^(内)強^(外)い^(内)弱^(外)い^(内)して、何かを^(外)し^(内)は^(外)ら^(内)出^(外)る^(内)
ようにしてしか記さない。文章をさうさうと書ける人(か)といふには
私にとって驚異である。よほど強固な^(外)思想^(内)が^(外)ある^(内)のだ
と、いいぬいとできる^(外)のだ^(内)と思う。だからそのよ^(外)う^(内)な^(外)思想^(内)
を自分か^(外)ら^(内)ぬ^(外)い^(内)とは思^(外)わ^(内)ない。

私が文章表現をする場合には、つねに<枠>を提示して
といふか<枠>のなかから、である。<枠>を前にし、<枠>を
(ミリでも動かさずと)示^(外)さ^(内)る^(外)こと^(内)をい^(外)ふ^(内)。

つづけてい^(外)い^(内)と思うが、私には表現を<造る>といふ発想
が稀薄であるように。むしろ<武器>といふ感覚が強い。
その<武器>性について、^(外)時間性^(内)の射程が^(外)と^(内)い^(外)は^(内)と^(外)長^(内)
い^(外)、とい^(外)は^(内)う^(外)限^(内)界^(外)か^(内)あ^(外)る^(内)。

私~は<何>を成すとい
い^(外)な^(内)か?

<国山>を媒介する<大争牛争>の^(外)フ^(内)タ^(外)の^(内)フ^(外)ツ^(内)。時の稷通信
的の<量>の^(外)れ^(内)の^(外)と^(内)残^(外)せ^(内)ぬ^(外)く^(内)大^(外)に^(内)ぬ^(外)く^(内)のだ^(外)。と思^(外)い^(内)か。

(<質>については到底い^(外)ま^(内)は^(外)論^(内)じ^(外)得^(内)ぬ^(外)い^(内)事^(外)の^(内)で^(外)と^(内)う^(外)ま^(内)え^(外)る^(内)<量>と
これと^(外)な^(内)う^(外)を^(内)念^(外)に^(内)と^(外)し^(内)て^(外)何^(外)か^(内)<質>か^(外)か^(内)か^(外)ぬ^(内)ら^(外)う^(内)。
到底で^(外)り^(内)ま^(外)ら^(内)ぬ^(外)い^(内)し、前記した^(外)事^(内)からして<遠い>。
103通信<1>号発行のよ^(外)う^(内)な^(外)わ^(内)が^(外)か^(内)か^(外)ら^(内)る^(外)の^(外)意^(内)図^(外)の^(外)あ^(内)ら^(外)ぬ^(内)
か、^(外)15^(内)の^(外)か^(内)が^(外)か^(内)に^(外)か^(内)實現^(外)して^(内)ま^(外)ら^(内)ぬ^(外)ら^(内)う^(外)し、全体は^(外)ま^(内)ら^(外)ぬ^(内)。

<武器>性の方へ傾斜していき^(外)ぬ^(内)。(<7>号発行について)
^(外)学^(内)友^(外)会^(内)情^(外)況^(内)へ^(外)の^(外)武^(内)器^(外)性^(内)が^(外)ま^(内)ら^(外)ぬ^(内)よ^(外)う^(内)で、^(外)ク^(内)レ^(外)フ^(内)を^(外)現^(外)し^(内)て^(外)い^(内)る^(外)よ^(内)う^(外)な^(外)感^(内)じ^(外)ぬ^(内)。

<14>号までの入手過程は「大争牛争」現場を媒介して
というところまで言える。「^(外)ま^(内)ら^(外)ぬ^(内)」とい^(外)ふ^(内)のは、
私にとって「大争牛争」過程そのものが^(外)シ^(内)キ^(外)的^(内)な^(外)過^(内)程^(外)
のよ^(外)う^(内)な^(外)わ^(内)が^(外)か^(内)か^(外)ら^(内)る^(外)、とい^(外)う^(内)自^(外)向^(内)を^(外)留^(外)保^(内)と^(外)い^(内)ふ^(外)か^(内)ら^(外)ぬ^(内)。

上記の関連で<15>号は、私において、<届く、とい^(外)ふ^(内)こと^(外)は
い^(外)か^(内)ら^(外)ぬ^(内)こと^(外)か^(内)?>とい^(外)う^(内)向^(外)の^(内)幅^(外)の中^(外)に^(内)宙^(外)吊^(内)ら^(外)れ^(内)て^(外)お^(内)く^(外)、
裁判所への報告過程についての松下氏から^(外)事^(内)実^(外)性^(内)の^(外)問^(内)題^(外)
に答^(外)え^(内)る^(外)に^(外)必^(内)要^(外)な^(内)ら^(外)ぬ^(内)頁^(外)以^(内)外^(外)に^(外)つ^(内)て^(外)は^(外)未^(内)だ^(外)読^(内)んで^(外)い^(内)ら^(外)ぬ^(内)、
むしろ8.1~23~表現に対して何らかの表現を志^(外)す^(内)
た^(外)い^(内)て、^(外)い^(内)じ^(外)に^(外)未^(内)だ^(外)読^(内)んで^(外)い^(内)ら^(外)ぬ^(内)要^(外)因^(内)の^(外)一^(内)つ^(外)で^(内)あ^(外)る^(内)。

金本 諸一様

～1.27～5月の本手紙へ返しました。私の～霊性の故に
心算をやらせている様子を申し訳なく思いますが、一こど一こ

とすれば、手紙が不正確であるにしても

～12.5～5月

表現連続

私の(～12.12～5月を合せて)表現を固定して、～回路
で向示するが、というふうに書くには、
固有の時・空間の

そのらの表現が交差してある関係性(0次元で、あるいはRB公理で
ある。<自覚通信>読者会で、あるいは...)の枠を包括的に突破
してゆく動きの過程で、いつ、どの辺りに向示してその上、
そのとき層表現は層表現過程として生き始めるのだという事。

このことと、どこかでふまえてある限り、

～ということだ。

どの辺りに向示するに金本工人がこれ(放置、破壊、忘却を合せて)

私は～'69～の最初性から審判し、それと～と確信してゆくので
全く異議はありません。(今後、私の場合、204～向示する、という
方法でそれが出来ます。言えませんが止揚出来るから...)*

なお、私から村屋へは、～1.17～5月のEのまでの金本のどの
やりとりのコピー、～12.12～5月の感想断片コピーを送っています。
手紙が返さなければなりません。(上野氏がこれ)私としては、<自覚通信>の次号
という枠に限定してE。次回の読者会を設定して～限り成立しなくては

と書いているので、(0次元に於いて、早くして1.17に何かが<開始>
された可能性があると...)

村屋へ、<>と～と～、(40)の

返すに、今後連絡が及び、返すに、この手紙に^{交差的に}位相は
変化する事は、返すの言葉で(モリス、J)深く掘削して下は
は、さしに～の(ですが) ~~この手紙の色紙~~を強調して下は～ませんか?
しかし...と～のミカどりが書かれています。

私としては、返すに、どこかでかかしてある~~回路~~、前記の
テーマのどの辺りに至るまで、と、返すに、かかっている回路で作業
を開始して、これは幻想性水準の、という向示する、現実的の
伝わり～具体性をそのものと合せて。

↓

例：～1.8～5月の手紙を出すのと同時に、私は
暇をへく散歩し、50分をこえた全く無資格の男性
が、書いてやる清掃員の仕事(の～)に力を入れ、
また、偶然の必然が、1.8日の奇蹟的紹介して、

遠方から舞へて来た校正の仕事、表現の<諸君>として
も開始しています、(～) ^{資本利}資本利の自然の<諸君>
(バリエーション内の清掃員は53に於いて)
今後、私の手紙の端に非存在するとして、これは、
して幻想性水準の理由からの向示するのだという事、そして、
これに、幻想性水準のテーマが、より深く～深化する契機をもち
つたことと認めています。

～'87.1.29～ 松下 昇

通信 — ～1.25～5月の<破産>と～の手紙(コピー同様)は、書い
ては、<好>意に打ちつけています。それ故の<空虚>をかかせるを得ません。
その一歩を踏める、～12.12～12.24と併合して (＊忘用可能)

~1987, 1.25~付の〈坂本〉の〜氏から松下氏へ手紙にいう
 〈'86実行Cにあるための1.16提起〉かどういふものがあるか、
 '86岡山大学実行委員会、基調検討として、その間に出現していた、
 松下昇〈消滅〉プロジェクトの公開検証〜過程をもぐり紹介して、
 '86大学実行Cのもの、可能性一成立条件を、実行C、その構成員
 各位に問うべくものご返事、と見える。

松下昇様

'86実行Cまでのあがりの1.16提起をめぐり〜1.24実行C会議
 の経過から（それ以前から誰とどこかで話していたように見えますが）、
 共同性・表現速度と、かかわり個々の表現速度との関係〜情況の時間性
 と関連、について考え込ませざるを得ず、そのひとつの結論として
 この手紙を送ります。

あがりの1.16提起は送付状ととらえ、1.17夕暮集りにあたって
 射場Kさんよう同慶〜

これ以後の簡章の打ち合わせ（実行C者が同様の頭痛で可憐な
 状態のことと20分ほど）で、1.21(水)の実行C会議まで実行C
 としての対応を各自考えてくることとする。

1.21会議で1.2.3.5は実行Cとして答え、4は各自で返事を
 書くことと決（送）ることとする。（1.24(土)の実行C会議まで）
 1.24会議にて、途中までしか書けていない者が多く（全く書けてない、
 -1名書いたか〜という人）
 影響

1.28(水)の会議までに必ず書いてくることを確認。

提起が届いてから一週間にわたることから、1.2.3.5だけでいい
 経過だけで先に送ってあいた方がいゝのではどうか、と発言しましたか
 という以上には言えなかったこともあり、実現せず。（各々が団体の総括の
 検討作業の理由も一因）

簡章の打ち合わせ以上の経過で実行Cからの返答は1.28までに
 お送りできると思います。

~1987.1.25~

'86実行Cにかかわる<->人
 <坂本>こと

回路がみえづいまいに お届けしたい表現群が集積していませんか

(私の～靈性)など、何のけれんみもなく直截に文字にし、抵抗なく
うけ入れらるる文脈の構造に、これは宗教性の萌芽をみ、指摘する
たけだろうか?

～白夜通信～読者会での「反宇宙性」といふ言い方にも反対側、裏側から
押し、直なり、一体何か述べて語らされているか、卒直にけげんに思ふか、
忌避～敬遠せよともしか言えるのかと(思ふ)。

すにに十刀迫りる鬼づかひも、一旦、しめしめするな(悪霊)性への
直視(10)といふ表現もあつた。

やがて「鬼」といふ言活をみ、精神とは決して思ふな、さういふ言
葉はつかぬといふ発言を聞(た)う。勿論、悪霊は、も、ない
たけう。か、精霊はさうたけう... 天使といふ言葉(の使用)には、
尾尾問とも、里和ともいふなり、たすこみかあつたのを覚えているが...

靈性とは何か?

ここで、浄土系思想(法然と親鸞を一体としてみる)と禪とが靈性、
日本的なるもの、最も純粋な源とあるとする 鈴木大拙著 日本的靈性
(岩波文庫)を小さく迂回して参照にしよう。

精神と物質の世界の裏に、二つの世界がしらけと、くはら二つの
ものを含んで、二つのものがしらけするに二つであるて一つであり、また一つで
あるそのまゝ二つであるをみるもの...

個々の生活、個々の源底にある超個の人(にん)、個々の一人は一人
一人、しかもくはらそのまゝに超個の一人である、この妙極、信か、
精神の倫理性を超越していく...

吉本隆明は、(宗教性といふのは滅びないんやないかと思ひますね、
僕はくはら良んやないかと思ひますね。さうやないかと精神現象と
いふのは全部表現でしか解釈しなくてはならず、できなかつたほうん
やないかといふ気がして(03.12)といふふうになつて、この幻想
の共同性(共同幻想論)として、宗教・法・国家といふ考へ方を、吉本
氏に學んできたものにとつては、首肯すべきな発言である。

宗教・法・国家は滅びぬば、滅びていけはいい、と。揚棄していく
のた、と。

とて、さきに、(私の～靈性)とは!? 信の構造を動態化する、
表現(概念)の、共同表現下りるに、不可避、必道の軌跡である
たけうか...

僕が 松下昇の (私の～靈性)に直接出合い、体系にいそむけどはない。
たか、～靈性といふしかないもの萌芽を皮受してしるは、例は出たの
たけうか場面である。多方面から攻撃せよとを覚悟で、引用してみよう。

切	医師～	{タゴツ裁判もふくめ、診断者のテマを掘り出し、深化 拡大する自然を持つ
	N	その極限で彼が七月には交替にかげみ、八月には仮 装乗車取調べに供述するところまで追いつめる... (伊藤隆之参考)
	μの声...	=四時間彼を{自主せよ}的に包圍し、(おん)を感じつけ させる。思ふ、彼のいふ(五年後*)は、永遠に来ない (*八三・六・二〇の発言、川合巡礼しらけ参考)

彼として文藝の対象となつてくはらしているのは、川合吉太郎といふ
南山大学の学生であつたといふ人であり、引用は、{白夜通信16-車復への
世情} (十一) - {審問}としての(補助参加)の意味(読者誌) - 一九八四
年八月十五日に掲載された八三・八・二七 小野修一～村尾建吉両氏が
A367(京大自主講座空間訪問)のときに目にした、中尾麻里子作の
《川合巡礼しらけの行方を媒介する関係性～断片～》からのもの
である。

医師～、N、μ... の三者が実際にこのおりに会話を(たか、くはら
かに聞いた)た発言内容で、《彼》に關係するしらけのテマとしてまと
め構成したものであつたといふはあつた。

たか、Nと推定する中尾麻里子氏が、七九に自主講座空間で
聞いたμの声として、《=四時間彼を{自主せよ}的に包圍し(おん)

を感しさせる」を記述し、作成したとけと出る
彼は、何故、二四時間、{自主性}的に包圍され、〈おとせ〉を感しさせられることはあるまいか？

とすると、とせられとして、μ一人では出来ない、～自らでは出来ない、〈おとせ〉を感しさせるために、包圍するなるといふことと、他者に、複数者の場で発言するのかが、できるか？ つぶやきでも、とせを聞きとる他者には、提起となる場だ。μはこの時、どういふ顔貌をしていたのだらう — その相態のみならず、僕は、そこに、自己疎外性～をみとけよう。

μとは、松下昇～から、その具体の相態を消していく表現であるとして……

～靈性とは、自己疎外性～の発現だ(とも)あり、その直視とは、疎外のけ消しの、関係性における覚醒への表現行為である。

～'4.4.1～ ～'85. 8.10～ 3.24～をこのように、自らとしていかにしてはならないとして、とせは、日付けられる、彫刻その奥の、おとせから二四時間、日常生活周辺の、鉛のような気分の暗景にも、いかに通底し、稟線…… 叫びあっている、いかにしてはならないはずである。

「文字(Letter)は人を殺し、靈は人を生かす」(ゴッホへの手紙三六)
靈は人を殺し、文字は人を生かす、と言ふことも同じことではないか
人は不可避に、といふのは自覚としても稟線としても、人を殺してしまつたとき、自境を子の中かかちるため、言葉によつて、文字をせかしている。即ち靈が人を生かしてくれない、人を生かすといふ、人を殺して来た靈をどうにかして文字の書簡として伝達せよとまたと表さくい破れて、〈殺す〉したい、〈殺す〉とせとするものに出く、文字を、言葉で、手紙を逆倒するところかできるか？ しなげれば、やむを得ない。

とせどもよめたといふと殺すせよといふ生と、殺すといふ者の死にゆく

死が、つらあ、といふよる麗莫上の生活の風貌を生かすよつとめよう……
…… ともつぶやかむいぞ!

全共同運動における大衆団交は、文字という共同性の構成員とせよの、全死性をやぶるよるものであつたが、その運動～後～も、とせを凝縮する、連続して自主性、{自主性}といふ空間～関係性の運動展開の当初から、問はるる魂とにも、離脱者のこのよとにも、何らかの何れかの不可視性の、共同表現行為として、みづかかたせよ、みづか続けられ、稟線しあひ、といはれあつてくるものがある。

〜 1.25 付 年報 (<改本> こと〜 4) の 3〜4 の 一行を
紹介して---

(部分的に E. ます記してふきすす, あとは直接〜)

表現群の集積について <改本> こと〜 4 の論じる場合、やはり

A367 号のそのとより上424と。因例が指定した <5> の

報告に関する E のは、
(好) 1. 9-24
給く→イ+ていすといへい、

してゐる。このことの意味、さらに、例は <改本> こと〜 4 と

<改本> こと〜 4 の、とりわけ昨年以降、4〜11 にとりかへる表現
群にかなりのズレがある意味〜 E. (金一2122)

表現群全体から、その範囲の { 存在性 } の関連にある?

と、その対応はしてゐるか、その不向きは、いかに得るか。

前記の <=〜> だが、さすすのテマへのかかわりにあつて、<->
即して <〜> 故の構造の是しかの論ではあるか? (E) 大至語者...

このことと意味を連続して〜
白紙通信録 2.20 の 5 頁の
論じらる

で、おへての <> 過剰な加算の
表現群 (E) 全体との関係はどうか?
(あるテマ〜 局内へは、× 4 必要請するが、47 まで可能ではあるか...)
〜 '87. 1. 29

金本様 厚本と比べた下への過程を各社します。

〜 '86. 12. 12 ~
<改本> こと〜 4 の 12. 6〜7 の表現に〜 E. の
感想断片 (〜 1〜)

*1 時々の際通信の「文章表現」について、
「文章とことばの書43」ことと「強固な<思想>(体系)」
とは <点> 関係である。(E) 1. 投部に対して、例は
O 大等〜 証と証と文句の接続は、指針は...? 2
あつたに、かたこと、(可成り<論>的とかく(3.)
かたせつ (少くとも、承する)

*2 <詩> とか <武器> として文章表現を扱うとき、近年は
逆現象がある時=空間の関係性にあつてゐる。訂正と訂正
を表現の訂正 (E) の双方を規定してゐる力の相違 (E) へ
<一行の詩> だけにとどまること、<一行の詩> だけ世界をさすこと
すること、本質に <詩> と空疎する <武器> とは (E)

*3 <遠く> とか <届く> について、可視的距離に
別の時=空間の { 対 } の共同表現を (E) へさす希望の総量
の誤り、その問題である。(E) へさす <巡礼> 文句に、
さす即ちしてゐるさすにさすさすへのかかわり、必ず秩序に
収められ、さす(さすこと、) 企業が示してゐる、)

〈坂本〉と〜氏との〜12.6〜7〜表現についての感想断片(〜μ〜)という、〜86, 12.12〜付の紙片が、現在のこの書簡集〜作業を照射しているか、と私は、〈光注〉として、にらしてはいる。

「文書表現」ではない〜時、標通信〜を〈足〉場として、別の時=空間の{私}との共同表現への(巡礼)志向を、往復書簡をほり下げていることの、どこに言及しているか、と互にか聞の問の間にはさまれ、溶け合っている。反対し振り投り合っているようにも見える。

«〈坂本〉と〜氏や、〈坂本〉と〜氏と金本氏が永続的に別方向に出立することかあるか」という条件の約束を、僕は、互いに、破っている。

〈坂本〉と〜氏は、〜1986, 12.6〜7〜付の時、標通信をめぐり〜86, 8.1〜23〜付の〜μ〜表現に関連して」という自らの文書への応答が、〜86, 12.12〜付の〜μ〜の感想断片・原本として、金本から手渡されたこととされていることと、〈自らの表現論を(紹介して)〉, «自由聖通信 2005(2)〜2006(1)表現過程論への〜»(2006年3月8日〜)として、その時どう思おうとも現在、どう思うか、と互いに思い考えているのだろうか？

これは、問の心と問の心した問もぬけていいることと忘れた問ではない。

こんなやりとりに関係なく、いか、全く別の立却集から、〈坂本〉と〜流本多恵子さんは答えている。

{私}表現(準)という発想(から)規定士かしていき、既往の表現にもいり、もんどり返ってこらうかどうかもわからないといるで…

流本多恵子さんによる 08, 8/1〜8/5付の書簡集(3)〜2008.6〜感想というA4レポート用紙6枚に、2Bの鉛筆でかきつけたらうる表現は、何々の部分での表現、言ひ方には異論、質問があり、互に討論〜過程へ行くにはちたないとし、書簡集(3)を書き改め、再〜構成して共同の表現としていく作業を要請してくるものがある、別の時=空の{私}〜{私}と通信しるから… いか、僕は、互により、「別の時=空の{私}」を感知する能力の全くないところにいる。{ }をたことかな、つかえたい、〈 〉から別の記号表現でよかた、何故どういふか、と思っている。

金本浩一様

2.10付で村尾氏へ手紙と出生す。(かみからの2.5付の手紙と共にコピー同封)

金本氏の方からは、すでに村尾氏へ手紙を出してあるのではありませんか? 私のほうは、よくまとまっていますので、むしろ全て送らせておく方がよいとも考えたのですが、何かの媒介にはするつもりです。

私のまとまりのほうは、多分、〈白夜通信〉読者会ラマにも、〇天竺〜RBラマにも、〜にも、その自体と同じ比重で対応しようという方向性で、という、その路線の核心へ時々視線を投げる他、^{*}並行してやっていますので、という。

2.10 大阪地裁^(と*へ) 村尾氏より金本氏より直接のやり取りは、何らかの参加とされていくよう願っています。(これは村尾氏の手紙を交差させると、根本、鈴木、坂本氏の参加についてもなりますが)

〜87.2.10〜

松下昇

追記 2.3〜付の手紙を5リかたくうけています。

取り戻す。この世界の風景を〈パルクード〉からみていた時のようにみて下さい。それができるとは思いません。たとえ、〜と逆くパルクードの生理におし流されてくるとしても、その政にこそ”

松下昇さま

1.17〜21付でお送りいただいている書簡〜表現群はすべて、2日後には上野氏の手許に届けています。したがって、1.21付で松下さんが上野氏に対して望んでおられることも上野氏には伝わっていますが、先週の水曜日(1/8)、昨日(2/4)と彼に出会ったときに松下さんには意見を早く届けた方がよい旨を促してもいます。しかし、彼とすれば松下さんに対してどのような意見を伝えればよいのか、考えあぐねているようです。このままでは少し時間がたつると思い、上野氏の意見を待たせられる松下さんには上野氏には松下さんの意図は伝わっているけれども、少し途惑っていることを伝えておくべきだと思って、この手紙をかいている次第です。

お送り下さっている表現、とりわけ金本氏の表現に対する村尾の感想としては彼の言わんとしているところはよくわかりますし、村尾の対幻想の把握の仕方への疑問に対しても、書かれている箇所から判断する限りにおいてはほとんど異論がないし、というより一般的展南としての対幻想の把握を語ってもどうにも任方がないものを感じています。できれば、鈴木〜根本なしは鈴木〜坂本問題との関連において村尾の対幻想の把握の仕方について語る事ができるなら、と考えてみたりしています。

近日中に上野氏の考えが松下氏に伝わるように村尾も努力してみます。
〈白夜通信22〉65〜96頁同封します。

1987年2月5日

村尾建吉

村屋建吉様

2.5頁のお手紙をいふとき、考えておくこと、手とりをいふを断片的に記します。これは提起、要請というのだから、注意の「白夜通信」読者会参加者として、このように考へる可能性～必然性があるだろうから、企画主体（広く意味すれば全員でいふか、まず、村屋氏という不可避的位置と想定）の今後の構想の媒介にしていふ、これは、という位置にあります。

1. 知が'86.12.14日で読者会以降の総括表現は？と向い、1.7日の上野氏作成の記録等を送っていただくこと、注意の参加者がと向い、大至過総括として扱われていたこと、と思えます。

2. 知の向い、は上野氏作成の記録を契機としてあり、上野氏の筋を生かしたため、かつ全参加者による正確な記録（チーム展開の基本として）をつくったために送られていたこと、前項1の方向性からは、上野氏の応答が、手とりと考へるべきである、と思えます。
より正確な記録という作業に限って、参加者うち、その作業に力を入れたため、上野氏だけでなく、他の参加者の責任というが、参加の仕方、部分性の問題も出てくるでしょう。（全参加者の記憶～記録の部分性の突破方向で考へておくべきです。）

（参加の自由は保証する）

3. 企画一般において、とりわけ「白夜通信」読者会と同じ時期に企画をした 岡山大学等（注意の「おと」をいふ）の企画自体の訂正性、チームの積極的実現の場面の追求が、各参加者に必要であるとして、村屋氏に考へておられること、という点、12.24日、知の「知」の基調音です。

4. 「知」にあっては、いくつものチームの重層性について、同じことをやっていると、村屋氏にとっては、「白夜通信」の次号であり、読者会への「おと」の最期の表現として前項から必要であり、これは前項に記した同じ時期の企画一般に訂正するものと複合的にあつてはいること、と考へるべきです。

（1.7日、2.5日を送っていただく「白夜通信22」～96ページは、その自体としては重要なテーマであるとして、本来は、この日は読者会に参加できなかった人の総括として作成していただくという考へもくぐらせた方が、構想の本質にかなうのではないか？）

5. 2.20午後1時15分の大塚地裁公開に知は（非）存在しますが、知がここに記したことを参加者と討論していただく方法も模索して下されば大へんありがたいと思えます。討論により、次の討論の場に知の参加が必要ということを確認できれば、いくつもの困難をこえて参加するつもりはあります。

'87.2.10夜 松下 昇

金本浩一様

2-19 午後14 ~ 大阪市給付一円券配布(この予定は未確認です)

3日 ~ 川窪弁護士事務所

2-20 午後14:15 ~ 大阪府民 802号証地

の予定にE参加できず。同日のL2を中止予定しています。

E1 AB ~ 5 ~ 1 自衛隊連の系から何かの機会がある場合に(の件)

内容を伝えた下で、(また、2-19 ~ 20に直接参加して頂いた方にはお返し。)

2-10に 八木、高尾氏らと会い、八木氏よりFB全4(高尾氏
の伝聞)は、40% ~ 50% ~ 70% ~ 80% といふこと。このあたりは

異議がある。その人は完全な錯覚であることは直感でわ
かっている。併し、別の作業の構想とくみ立てておいた。

とらえざる...

~ '87. 2. 13 ~

松下 昇

87. 2. 19 ~ 20 ~ への分り

個別助に即座して心算と録音として記録して出稿しようと思つたが、
想像性の方を大事にする。包摂的～現実的理論から非存在し、

交流する子と母との間の関係の表現

1. <昨夜通信> 読者の感情への方向性について

相属的な2. 10行の子親等長参照し、討論して下す。

6. 根本的な12. 31 ~ 1行の子親への参照と確認し、討論して下す。
(~ 2. 8 ~ 14)

7. 岡山大学学業行毎員会日誌洞悉知と釋介する松下とのやりとりと参加
86 系に開きし、討論して下す。

この間に開連する、台詞しは行出するマ群と系何と議論し、時=空間
と設定してゆく方向を期待し、(最底限) 補完可能、

与亦、4. 6に開連する表現のレベルを確保し、(C)に開連するEの
示

19' 86の大家集行くに音託し、(応答集の管外では子たのみの
は既在工かていふこと、知に初してE管内での既在開始後、月近く後で
やるとしてけしとしたこと、終始と小まらな

応答集E之主招請界にとどける過程で、EはE内信性のものである。

と出会う、他のCへから最E <速く>へ出立し、

2. 19 ~ 20 に転じ、多分、参加者の大小とE連絡とE小の位相の

すな、知に表現を確したることをし、前記中の知を信託し、

示=5 ~ 2下す小は幸い、

松下昇様

Date

~'87. 2. 10 ~ ① } 付の紙紙計とています。

~'87. 2. 13 ~ ②

村尾建吉氏との ~'87. 2. 16 ~ 付の紙紙コピーを同封します。

2. 15 に ~RB~ に. '86. 12. 5 RB~公判 (本昇問) 批判^{*}を付して。

"(金本氏来たる, 審議会" というものから出ているが、上記①を
開示し。(本とコピー)、~2. 20 公判~白紙通信審議会~* に付して訂正に
います。上記②の存在は、上記の文からして内容に似ていると
考へて思っています。

* の上にある 複数の回路を付していただくと。 ~2. 20~ には直接参加する
つもりです。

御連絡 まで.....

~'87. 2. 16 ~

● 金本浩一

金本様 一様

2.20には、いくつもの非存在条件をこえて、さうに論く非存在する
周知性や〈代理〉として、遠近前まで行き、帰りの金本氏と下山と
時を、少くとも

〈本人尋問〉批判の表現
〈自叙通信〉互同表現 } の{序}は、あつてゐたから、と

思つてゐたが、あとで、と小出しする時には、残念です、失望してゐる、と
いふことが得てゐる。

岡山から来た〈報告〉化りに、~2.20~に持込可る討論の場
に〈金本〉化りに設定可るは、必ず参加可る、と伝へたのは、この場を
根拠からで、こゝに記すまでとらふと思ふので、伝へた一伝
之り小方の訂正化の化りに、これを記します、
〔通信~12.3.3午後5時~
学友会集室へ付いたに不能〕

(2.20 曜星正を念本質的報告人国から、根本化までの表現
は、何重に成り立してゐる、これを黙認して、同意した人々の会する
意見は、全て、~2.20~に持込可る討論の場で検証され、限り
無意味な、互存在的である、といふこと、金本氏の出席、~2.20~
参加者には、伝へた下で、
口頭で (知る意思以上の何か)

(この
加
け
は
に
か
か
り
ま
す)

~ '87. 2. 26 ~ 松下 昇

(幸ひして、ハツと少く時間とつくりつた...)

金本浩一様

～3.3～付の牛紙を回道をへてうけ取りました。

同封の～2.26～27～付の牛紙にあり 3.15 について、

とくにこの日付にこだわりました。むしろ、同封の「提議書」を

金本氏が～0大～の人々にとて、その応答とかわりにする日付と

して把握して下さるのをお望みと思っております。(金本如平定著への送達)

と云い、(細:05号～企画c) 今後、会議への
成立は3.21～22日本格的テーマにそとりにかきする条件をうかがい、

<本人尋問>批判の表現 ① } の関連については、直感的に

<白紙通信>共同表現 ②

①が②の序である...と云い把握から出立して、表現過程

あり、それにかかわる関係性を確認～提議表現の創出が

必要と考えています。(～3.9～「提議」と「応答」を含む)

①の内容は②の展開にふたし、片々を併せてみますし、

これを討論資料の一つにしていくことにより、<根本～鈴木>テーマ

を浮き上げていこう。

～87.3.9～ 松下昇

まとも、二小と入る、例は、打ち代との共同表現、設定して下さる、二小です。

追記

3.21～22

3.3について20日電話後:

1. 松本氏～3.3～付で連続記事及び(「RB～聖曲」等、

学友会にあって) 速達を出して下さる、と云うて下さるでしょうか?

送り状の2ページを同封します。(訂正—2.26速達記事中の2.9項
(とくに「②」について強調)は根本氏の意見で削除。～3.1～「提議書」の
表、「内藤氏への説明」の次に「制度と悪用(不矢野処分)」を挿入。))

2. 松下←根本の牛紙については、～2.19～20～に回され

たものの以外は参加者に開示していません。根本氏がすでに松本氏

開示して下さる、と思っていたとすれば、それは、その「かき」の

一例とあります。根本氏の開示について何らかの判断を公開した後

をうけ、いつでも松本氏開示して下さる、

自由
原則を明示して頂く

3. 金本氏が根本～鈴木氏に牛紙を出す場合は、とくに前

項にこだわらずに下さる、開示条件 ~~は重要である~~

(「尋問」<本人尋問>批判の表現カバー、～3.9～「提議」に記録し

たこと、竹中氏からとごさうにします。)

1.21

3.8

～2.17

4. また、松下←根本の牛紙カバーがまだ～0大～の全員に開示

出来ていないかも知れませんが、同封します。

～2.24 支部←松下
2.26
支障連=2-265号/3ページ

5. その他、松本氏～3.3～付で...

根本氏が内藤氏への説明を提起して～3.15～に「訂正」

送達して下さる、～3.21～22～「尋問」

* <消滅プログラム>について

自発的言語化を9ヶ月経て
ミヨシタカ〜私〜が指摘した
問題点にて之到達した

各個人

各其同表現の主体

が 共同検証の素材としての
レコードを作成し、事前に配布する
(全参加予定者に)

(その後の討議で、お互いの意向に
応答する)

これを前提として

各個人

各其同表現の主体

は、何らかの
発言
発言作成〜配布
過程
〜2.20〜に連絡する場にて

とす。

と表して表現しておきます。

これに回答した主体〜との表現の交通関係は成立する。

と"ゆえ 3.21〜22 <岡山>での会議に参加する"の主体〜

に対してこれをとどけます。

(ゆえ、別紙の追記を参照して下さい。)

〜'87.3.9〜

M

追記

1. 1.29〜にて 貴院側の出席の方には〜にて
E 話し (コピー添付)。その後 2.20 大阪にて私に
入りの裁判関係書類を渡すことになった。その後
復本化)にて趣旨をくりかえし伝えた。その後復本化
応答が済んだ。復本化の命をうけとってやる。

〜ゆえに裁判関係書類の周知

復本化は、<消滅プログラム>に〜にてレコード〜と
して下さる。

2. 3.4〜 1 提記は、3.10〜札幌へ行く途中に
復本、録音化はとどけます。また、〜2.20〜に
連絡の機会に応じて配布予定です。

3. このテープは終了場の未成(〜ゆえに、今後
経過の中で回避的にこのテープが現れる、これは
戦略的に?)を指して〜ゆえ)をまわらす表現や
会議中、少くとも私の想定するテープの外周に
これ迫り〜ゆえ、と〜ゆえです。

この発想に付する要請〜ゆえ、それと訂正に
可能である。同時に

それは私〜ゆえに〜ゆえに消滅プログラムに
参加する〜ゆえに証明する
ます。

片名は「...」

岡山大学 送付の件

(送付するコピー)

根子氏 → 2冊分

~ 2.10 ~ <休職組合に因るものとの意思表示> (二)

(2.20 に 4冊分を送付)

(-) 14 ~ 12.24 ~ 17

松下 (八木) → 内藤 2.26 経過して (一) (二) と 7冊分
内藤氏へ送付)

~ 3.1 ~ 根子氏の

人事院管理手続書に因るもの10冊分 (序)

71.11.30 《宣言》

現時点で ~ 0冊 ~ にあつた

5.27.12.20 岡山大学新聞

訂正事項とあるが 12.20

訂正 ~

(送付するコピー)

「公平管理の手引」 → (コピー後、根子氏へ送付)

(~ 2.20 ~ に 1冊を送付)

「休職組合は存在、職場を去る」 → 同氏へ

(2.26 入付 → 松下昇 発言集に送付)

2冊

~ 103253 ~ の 5冊分を送付

~ '87.3.3 ~

電報表現に併合して ... 松下 昇

（
送
付
の
件
に
関
し
て
の
事
を
記
す
）

支援連会議 御中

支援連ニコーズ65号 日心社上野はじめに、2.3に同
通りの詳しい経過のメモを送付した。この趣旨のことが
わかっているから、お送り下さい。(コピー代、送料等も
ご請求下さい。)

「救済」85.8.10号の記事コピーと同封します、より
具体的には弁護団、被告、支援の方々と討論 でき
と提起して頂くことですが、知らずのうちに 自己批判
と誤解して頂くことですが、知らずのうちに

口頭弁論の期日をうやみよるにしろ、被告の出頭という要求
は、最近限りとせよ おこなうべきであるとし、
上告趣意補充書を提出した後に 被告の意向と裏向する、と
いう要求と共に

最高裁が拒否する場合は、急遽申立てをおこなうことを心算で
返したと思っています。(弁護団が申し立てて被告から)
送付する 2.3の急遽理由は、更に高次化していきます これが可能です
資料をよんでから、また意見をのべるつもりです、とりあえず、

87. 3. 3

松下 昇

オ 3 小 誌 送 び へ び ぎ

(オ 3 小 誌 送 び へ び ぎ)

1. 私たちは東アジア反日武装戦線の大道寺将司君、益永利明君への死刑、黒川芳正君への無期、荒井まり子さんへの懲役8年の判決に反対します。
2. 1月23日の大道寺君、黒川君の弁護人解任に伴い、新たに弁護人になろうとする弁護士が口頭弁論の延期を要求したにも拘らず、貴裁判所はこれを拒否しました。
3. 2月3日の口頭弁論当日、貴裁判所は黒川君の弁護人解任届が無効だという、前例のない不当な決定を下しました。
4. 2月3日の口頭弁論当日に選任された大道寺君の弁護人が、当然、準備ができていないとしてなした延期申請を貴裁判所は却下し、当弁護人に弁論を行なうよう強要しました。このような形でなされたものは、到底弁論とは見なされません。
5. 私たちは、死刑・無期のかかった重大なこの「事件」に対する上記のような貴裁判所の、被告の防御権をふみにじった措置に強く抗議し、大道寺君、黒川君の口頭弁論を再開することを要求します。

2・3 口頭弁論までの事実経過報告

- 86・5月 最高裁から「7月口頭弁論の通知 (最高裁…以下㊦)
9月 ㊦から打診「7月7日口頭弁論」
- ・支援から弁護団へ働きかけ…「補充書を出すことで期日を延ばせないか」
(支援…以下㊧、弁護団…以下㊨)
 - ・獄中で意見の違いが出てくる (獄中…以下㊩)
大道寺君:「なんとしても延期を」、益永君:「無理な延期はリスクが大きい」
- 10月中・11・7延期の通知 → 87・2・3に期日指定 [ハンスト行動前]
東ア・11・7弁論延期決定後、㊦がたて続けに指定してきた2件の死刑事件の口頭弁論も、
弁護団の辞任・解任であいついで延期される
- ・11・28 秋山芳光さん → 現在、期日交渉中
 - ・12・11 木村修治さん → 87・3・19に期日指定
- 87・1月 ㊩での意見の違いが続く
大道寺君:「2・3弁論延期」、益永君:「交渉による延期が出来ないときは2・3弁論は受ける」
- 1・20 11・7延期交渉の際、新美、内田、庄司の3弁護士が最高裁調査官との間で、「2・3は必ず弁論を行なう」との内容の念書を取りかわしていたことを㊩、㊨、その他の弁護士が知る
- 1・23 大道寺、黒川両君が弁護団解任
- ・解任理由: 新証拠をもとにする補充書作成依頼を現㊦が拒否してきた
(黒川君に関しては、念書の件も解任理由のひとつにあげている)
- 解任後、舟木弁護士は新弁護団結成の準備を始める
- 1・30 新㊦として大慶の中道弁護士が、新証拠の鑑定を依頼しており、その結果がまもなく出るので、
2・3を待ってほしいという旨の上申書を持って、㊦へ延期交渉のため行く
- ㊦の対応……2・3を動かすつもりはない (理由のひとつとして、益永君、荒井さんからは延期申請が出されていないことをあげる)
- 中道弁護士……延期交渉成功の際にいれるつもりでいた弁護士選任届(略:弁選)は、㊦が2・3弁論を行ないやすくする条件になる危険性があるため、出さずに戻り
- 1・31 舟木、中道両弁護士、大道寺君と黒川君に面会
弁選は2・3以降にいれ、㊦と「再弁論」を開くことの交渉することを互いに確認する
- 2・2 午前中、舟木弁護士、大道寺君に面会
- ・1・31面会時での話を再度確認する
 - ・大道寺君……明日(2・3)朝に もう一度面会に来てくれるよう、舟木弁護士に頼む
→ 舟木弁護士、了解
- ・午後、新美弁護士等4名の旧㊦が大道寺君に面会
弁護士ぬき弁論をさせるため、弁選を2・3までにいれるよう、大道寺君を説得
・弁護士ぬき弁論の前例をつくることは、他の死刑事件にもリスクがかかる恐れがあると、4時間にわたり説得(この点については大道寺君本人も心配していた)
 - ・大道寺君、弁選をいれることを承諾
但し、○「舟木弁護士の弁選をいれたい。明日(2・3)、舟木弁護士が面会に来たとき意向を確認した上で舟木弁護士に開廷前に弁選を出してもらうことにする。」

- もし、舟木弁護士がなにかの都合で来れないとか、同意してもらえなかったときは、2・3当日に旧㊦の弁選を出してくれ。→ この日、旧㊦の弁選を書く
 - ・旧㊦、この日(2・2)のうちに㊦へ弁選を出す
*黒川君とは面会でできなかった(ペンソク悪化のため)が、伝言として、2・3には弁選をいれない旨を旧㊦に伝える。
 - ・夜、弁護士事務所にて、㊦と家族会が話し合い [2・2総決起集会中]
 - ・第1段階時……㊦から家族会へ「再任」の話を提起
 - ・第2段階時……集會会場から何人かの㊦が事務所へかけつける
この時点で、舟木弁護士、家族会、㊨に対し、すでに旧㊦の弁選を出してあることが知らされる。また、この日に出した弁選は仮のものであり、2・3当日に舟木弁護士の弁選とさしかえができることも知らせる。
 - ・第3段階時……㊦が辞任してでも2・3を延期してほしいと㊦に要求
これに対し、㊦は、辞任はできないと答える。しかし、明日(2・3)の舟木弁護士との面会時に大道寺君が、やはり弁護士ぬきで2・3にのぞむと言えば、弁選を取り下げる。このことは大道寺君も了解していると、家族会と㊨に告げる。
- 2・3 舟木弁護士、大道寺君に合計3回面会する
- ・1回目……2・2のうちに旧㊦の弁選をいれること、および弁選のさしかえ・取り下げについて、大道寺君は確認していなかったことがわかる
舟木弁護士が弁選をいれ、再度延期交渉すること、交渉が成功しなかったときは弁論を受けることを確認
 - ・2回目……㊦が弁選のさしかえを認めないときのために旧㊦の解任届をとる
 - ・3回目……一般面会中に面会室へとこみ、再度弁選をいれてもいいことを確認
 - ・面会後、東京拘置所前にて、延期交渉の結果が出るまで他の弁護士に入廷を待ってもらうことを、舟木弁護士と㊨2名が確認
- Am 10:30 最高裁前にいた㊦のひとりに、2・2弁護士事務所での話にくいちがいがあるとい連絡がはいる
- 10:40 入廷前に旧㊦から説明をきくため、最高裁前から何人かの㊦が弁護士事務所へ向かう
- 11:00すぎ 舟木弁護士、事務所へもどる
最高裁へ電話で弁選さしかえを求める旨を連絡した後、すぐに最高裁へ向かう
- 11:30すぎ ㊨も事務所から引きあげる
- 11:50ころ 最高裁前にて㊦内で混乱が起こる
東拘前からかけた㊦の「弁護団の入廷阻止」という提起の説明不足のため、誤解が生じ、「益永君と荒井さんの弁論を行なうため入廷する㊦を阻止するというのはどういうことなのか」と反論・抗議が起こる

以上が2・3口頭弁論までの事実経過です。
2・3当日Pm 1:30から弁論が行なわれました。益永君、荒井さんに対しては現弁護団が、また、大道寺君に対しての弁論は直前に弁選をいれた舟木弁護士が行なったこととなります。
黒川君に関しては「訴訟遅延が目的の弁護人解任は無効」というのが最高裁の判断でした。

なお、出来るだけわかりやすく、かつ、くわしく経過を説明するためには必要という判断から、個人名を出しました。あしからず。

(対最高実行委・みゆぎ)

支援連ニュース

東アジア反日武装戦線への死刑・重刑攻撃とたたかう支援連絡会議

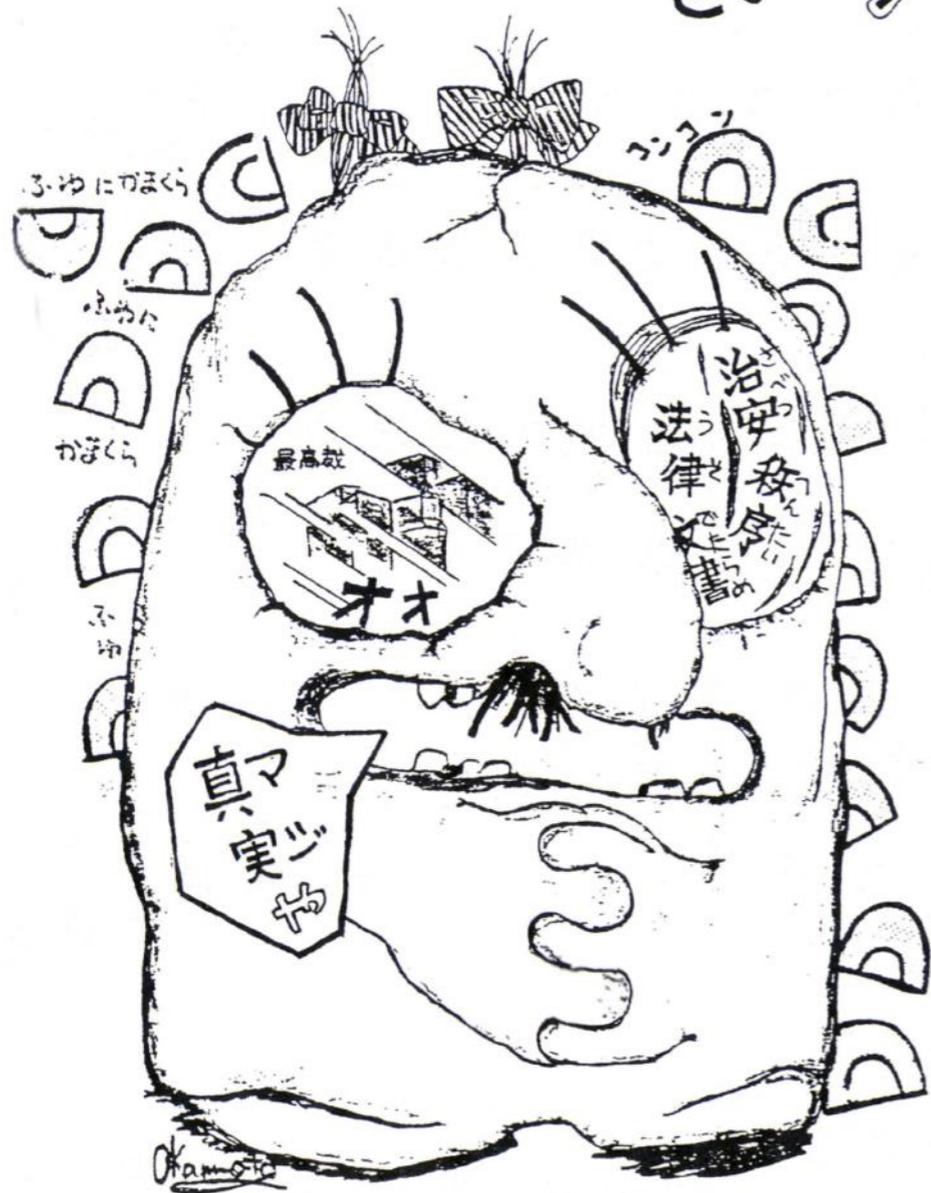
1987.2.20

¥200

3/6 宇賀神くん
公判に傍聴を!

3/21 人・ごと・ひと
早期判決をふきとばそう
緊急集会へ

65



松下昇様

'87.2.5 付のお手紙とコピー群 ありがとうございます。

返事と出さなければと思いながら、出しぬまに 2/20 の出
会いの方が先になってしまいました。申し訳ありません。

2/20 は AURA を訪ねた時と同じように徹夜明けの頭
をようやく支えながら法廷に行きつきました。ひょとくら、松
下さんにお会いできるかと思われないと思っ行ったのですが、松
下さんは「非存在」ということでした。私はなぜだか、内心
ホッとしました。ところが休憩になって外へ出てみると、松下
さんがイスにどこか座っておられるではありませんか。私は
内心の動揺をおし隠しつつ、渡されたコピー群をながめてい
ました。松下さんはしだいに近づいてこられると、案の上^{予定}
いくつかの質問を私にされました。ほとんどペーマン状態の
私の頭からは何も浮かばず、私はしどろもどろで何も答えら
れませんでした。

たしかその時、松下さんは「あなたは松下と坂本との対立と
言われていたそうですか」と言われました。私は思ってもみなか
った質問で驚きました。私はそんなこと言ったのかな、うーん。
言ったような気がします。

昨年('86) 11/2,3 白夜通信読者会に参加し、11/23には岡
大シンポにも参加しました。その内気になっていたのは、八木さんの
岡大連続シンポ準備会に対する激しい異和でした。一体、
その異和はどこからやってくるのだろう。そう思いました。私は手
紙を八木さんに書こう書こうと思いながら、いつその怠惰で時
が過ぎてしまい、1月も半ばになってしまいました。ある日、
酔ったいまおいで、八木さんに Tel をし、岡大シンポ関連
の資料がほしい、と言いました。八木さんはシュンシュンされ
ていました。私は必死で八木さんのシュンシュンをなんとかひ
るかえそうとしました。もう何だかメチャクチャにしろべつたように
思います。たその時、だから、対立という言葉も発したのかもしれ
ません。たぶん発したのでしょう。八木さんにはひどい迷惑をかけた
てしまいました。もうなんと書いてお詫言したらいいのかわかりませ
ん。やはりきちんと手紙を書かなければと反省しています。基
本は、八木さんの異和について知りたかったのです。

さて対立ということですか。私は対立とは考えていません。私
自身、対立だと言える位置にいませんし、言えるような運動をも
構築していませんから。(オラ者的に語りたくありません)

2/20 の展開については、今はまだ何も語りません。問題

群のあまりの巨大さに圧倒されつづけています。ただ、根本さんに松下さんが話しかけられていた姿は、今も脳裏に焼きついており、私へのシッパ^{シッパ} 激励としても聞きとっていたことは述べておきたいと思えます。

ところで、松下さんは、時の契通信によれば、吉本壺谷論争に対して < > 評を頂かれていますということですが、その < > 評を回覧させていただけないでしょうか。切迫した向いを提出しないうちに、このような要請は不可能でしょうか。私は吉本壺谷論争では、吉本氏の論に共感を感じ、日々の支えと < > 評に つつあったので。

おし文おし筆申し訳ありません。仕事のまつさに逃^逃 辞しつつ、仕事場でこの手紙を書きました。

62. 2. 24

広部 誠一

広部 誠一様

2. 24 日のお手紙をありがとうございました。2. 20 には < 非存在 > のイベントにて 転倒して < 作業 > をして存在した。広部さんより話をききとり方では耳を傾けて下さる人々もいることがうれしく思えます。また、^{広部さん} 私 < 非存在 > を 内心 ^と して ^と 感じるのやまはさきを信じています。(私の無意識の抑圧性のカギであることはいつも自覚して居るのです。どうしたか、完全には判りません。)

また、< 非存在 > < 非存在 > のキリはありませんか...

ところで、吉本、壺谷両氏の論争に因る < > 評は、概中に記入された(私の希望では、外の人への配慮)ものに記入して回覧してまいりました。現時点では例の「次」のような方法を考へてみます。

- ・ < > 評について討論した人々の ^{初出誌から} 論争の全コピーを 広部 誠一
- ・ ~2. 20 ~ と同様の場へ提起する。(参考文書集)
- ・ これ以後、自分の < > 評を記入しておくが、口頭でのべらる。

この方法は、原則的に、あらゆる 印刷物 (とくに < 商品 > として資本制機構で流通しているもの) についておこなうことを考へてみます。

87. 2. 26 松下 昇

追記 — 八木さんへ是知、を話した。さきほどの < 八木 > さんの集った場でおこなうのがよいと思えます。 < 資料 > 等、その集めてくるでしょう。

前略 松下様

お手紙ありがとうございました。

ここ3週間ぐらい関節の痛みがひどく、全く起きあがれない～動けないう状態が続いていました。食事も排尿も寝たままの状態でした。幾本も強い痛み止めの注射を使うので中毒症状が出て、頭がぼーとして体が脹らむ吐きけやめまいがはげしく、ペコをとることもできませんでした。

しかし、ここ数日、いくぶんおちついてきたんとかトイレに行けるようになってきました。

こんなふうに痛みが強くなり、状態が悪くなるたびに気持ちがかたくなると音をたてるようにおちこんでしまって、生気をなくしていくような気がします。崩れていきそうな気持ちをおさえる気力がなくて暗たんたる思いで生きる意味を考えていることが多々あります。おそろく、春になったら岡山へ行き、生活することはできると覚悟するおちになりました。そんなおちもいかよけずに気持ちを沈ませるのだと思います。病気が悪化するたびに113もあるもの(可能性～関係)を失っていきそうな感じがします。

寝ている時も何かを考え、生き、表現して成長するとか何かを生み出すことをしたい。— どういう充実感かほしいとしはしはか恩に思います。松下さんのように非在にいても「共通のテーマをどうとらえから生み出すテーマととりくむ」にはどうしたらいいのかわかなくてほしい— いや、自分でみつけるべきかもしれません。

あまりにも情報もなく、関係もなく、元気もなくしてしまっています。自分を内側から支えることは～元気のもと～をさがしているということでしょうか。

何か、また示さを与えてくれたらうれしいと思います。

さておたすけのことですが

①鈴木さんの4号室をひきはらったこと。②根本氏といっしょにくらしていることには、今は異和感や不安のようですが、その生活や
かまれないと思う

存在のしかたが今の僕の存在～生きること～を包括した形であってほしいと思います。鈴木さんが4号室をひきはらうときに語った「飛翔したい」ということばの連続上であってほしいと思うのです。岡山という地になくても、<岡山>からの提起に穴をあけたり<岡山>を批判しつづけてほしいと思うのです。<岡山>から逃げるのではなく。

③鈴木さんの自己史総括をよんで、その批判がどのように変化なしに持続しているかということについてですが、

彼がかつてあれほど積極的に主体的に実践していたとみえた事～思想の追求を後にたって「せせらびた」といった客体的に総括してほう、その責任のなさはどこからくるのか。自分は同じことをくりかえしはできない、そのために提起をうけたとき、自らの内にある批判をすべて吐き出してぶちつけていって考えて、自らを止揚した状態、自分のものとしえるときに提起に従うと決めていきます。

④については今はわかりません。

⑤のようにいってくださると私はとてもうれしくなります。こうやって手紙を読んだり手紙をかきこよって気持ちもよみがえり洗われて元気が出てきます。こういう気持ちをひき出してくださる関係をもちたいことを心から感謝しています。

1987年 2月17日 北原学人

P.S. 地縁血縁からもらった見舞い、金の中から木の葉を同封します。

北原 隆

2.17付の北原新聞は、北原さんの想像を不意に何重に
とこえて、その生命性までとけしめていす。

まず、こゝが到着した 2.20午前には、知は当日の午後
に予定されてゐる 大阪地裁の公判(根本被告人)には非存在
しつゝ、〈清輝〉の任事(1月から開始してゐる役員業務で、
50千円以上の何の資格・経験もない男性には、職安をこれ位
しか紹介してくれない。さらに毎日働いても月収10万以下)
に出がけ方としてゐた。しかし、到着した北原新聞を
立ち読みして、こゝは仕事を休んで(たまたま失職につな
がる可能性が大きい)。大阪へ行き、根本氏や参加者に
回覧しようと思ふ。実行しようした。(この日は、知の代りに任事をやってく
るが、まだ〈失職〉してゐた。

根本氏は本質的に討論(裁判のすゝめ方の分析)を、肉連す
る長椅子(テープ)を拒否して、強引に立ち去ろうとし、身体的な
衝突が激化してしまつた。北原さんの手紙や、それを媒介
する糸の存在により、辛うじて憎悪や嫌悪の水準で訂立が固定
化することゝ突破され、根本氏も次の討論会場へ向かうこと
になりした。しかし、討論会場では、すゝめおし配り、たぐひの向いに
忘らされてしまつた。その場に存在したと、存在するのを心算と

交差したことにより、海へと3で変山リつゝ戻りに5が戻り
ません。(即ち、北原さんの手紙テープは、知のテープと互に
根本氏を介して、録音テープの間に2と4が戻つて戻ります。)
当日は参加した
北原さんのテープは、うごけず、にそがれず、(一や、それゆゑに)
このテープ事態を突破する力をもちてゐることを示したとい
思ふ。 (肉連する多くのテープについて、又次の機会に...)

また、当日、参加してゐた九州の門司大星教会の山本
聖(牧師)は、3/1(日曜)の〈説教〉で、この手紙を題材に
してゐる。その時の録音テープもただただ、同
封します。カセットが戻れば、ぜひ、きいてみて下さい。また、
教会の中でこの〈説教〉ですら、宗教的を儀式やことばが
多く、とまどひを感じさせるかも知れません。信州から九州へ
UFOにのって出かけたと思つてきいてみるのも面白うござい
う。山本さんや〈信者〉で、信者は、決して旧来の宗教の秩序にあま
り本質的にテープを追求してゐない。そのために、裁判や
連続テープや〜にも参加してゐることを付記します。

↑
(岡山で同居されたこととあります。記憶にありますか?)
そのこと、この手紙やテープが少しでも北原さんの元氣のもと
に与れば、と期待してゐることをあへておきます。へんそもつ
に与れば、こゝ感想とさせていただきます。

87.3.8 松下 昇
(肉連する山本さんに手紙します。)
〜主 宗壇にすんでゐる

郵送では、誰かに依頼するのである、と受けようとした手紙がコピーされて、そのまゝ、送りどけられた。

松下昇 様へ 金本の、～87, 226～27～付の手紙は、～3.3～付の送り状で、R.B.公判(本人尋問)批判の表現とともに、一誌に河村、学友会事務室への討議の場にはたして松下にどのように依頼したものであろう。

送り状と(本人尋問)批判の表現コピーは、表現原本の下書き原稿といふものがあるの、それを写したところから、ここに掲載し現代的な問題裏に言及していくことはできる。

それにも、そのような手紙、表現の送受が、ある他者と空間を媒介し、複製できない、してはならないものを心みつつ、やりとりされる、決して紙上のやりとりだけではない、表現の立体性、～次元性にある、記憶と塗料にもとつき、しとりの他者に、自らにも、とどけられている、波調が強い、無音にもうきあっているとも来たものは、瞬間の一回性といふべきか、(届くと思つのは祝福、表現といふものは届かないものか。)

又、金本の松下の～87.3.9～付の送り状手紙を記述している。例は、2.26 経過のX、～3.1～T 提起、松下へ金本の手紙(の一部)は、ある空間の直接目にし、その当時は把握されているもの、あつても、現在、そういうものであるかも、推測して述べることもできる。

それについて、今後のT-Tと一見関連の強い塗料、手紙類が、どうも同封送付されている。前にも、解説もできるもの、と、いふ、いかなるすいあを、複製、それとともにみればよいだろう。

書簡集～として提示する以上、そこには、かたより、まちがひをいにして、言及もできない対象が、た々にあるにして、読者と共通する(すいあ)を、たぐりあていかなることはならないだろう。

できずか、できないか、全く不明の、かたより、と、この作業をやっている。

ここに、送りどけられた、あつても、受けようとした手紙がある、と、そのまゝ、送りどけられたもの、内容、対局ともども、山下にもあつた、ふつ、ふつといふものがある、と。

以下、かきあつた、R.B.公判(本人尋問)批判の表現コピーである。

原R.B.公判、本人尋問(86,12,5)E、静かに傍聴した時、我々が陳述する被告の声、背面に重なる発言したという衝動にかゝられたか、その陳述を公判調書といふかたす、読みすすんでいくと、それほどの違和感があるのは、書かれた文字に拉致されたゆわしの感性構造にいそつたか…… それ、ともかく、ここには、看過することの出来ない～R.B.の鞍部かたやんといふもの、以下、この問題裏をかきとめておこうと思う。

①ここで発言しているのは誰かだろうか？
坂本伸信か？ (坂本)に～氏か？ …… ～氏か…
それらいつれでもなく、いつれかでありつつ直なりすかといふこととするなら、ものかたは、……？

宣誓書として切りとられ、発言して…とすること、単にそれとして批判し、よとするわけではない。坂本伸信の… (坂本)に～氏へ、… あつても… …… へ 固有名詞と削除して、それ、個性に収められないまゝの、そのなにもか性、本人尋問にかかると(経歴)から、入學開平過程を、最も鋭く問、展開してきた、いふとして、いふは、「彼…」である、彼であつても…

②この公判の、日付をもちて提出されている証人申請書に、被告代理人弁護士と被告本人の陳述のやりとりは行なわれたか、その申請の根拠は、(証人申請書)が、証人申請に、'69年東の解放(使)の根拠と生命、(こと)夢と、た、T-Tをふりかけたら、それ、それ、等距離、等値な、等斜と、た、い、問、係、性、に、た、い、か、の、よ、い、発、言、と、記、述、を、行、な、し、る、申、請、書、の、主、体、は、と、い、ふ、も、の、あ、ら、う、か、あ、ら、う、は、

そんな場処(～RB～)があるはずか？

彼は、何故、現在、その存在を言ってきたのだらう、しなくてはならなかったのだらう。それらの証人について、その証すべき事実として語らうに、語らうと決し、障壁となり退却して、語り＝馬鹿りか、ここからくみとりみえ、そこをこころうとする。

もう少しいえば、ここには、被告も代理人も権士に現れなかったやりにしなく、そのやりとりを、〈まいてみよ、まいてみよ〉という原告側傍聴人の存在が、異化の対象としてくみとまわっている。

一言にいおう、ここには、他の場面、法廷でみよ、それこそが被告人が被告人である動作を視線が、言葉となつていっているのだ。

(3) 視線が言葉である、という仮定の視覚から、さらに被告人に、これは、言語はない、(体概念(的思考)はない、という言い方)の仮定をいっている。

これは、〈解説〉〈主命〉〈夢〉といった言語も、語り＝記述にありていいて、みえかきとくべきである。問題なのは、言語や、概念が、意識として、

表出主体の深度にありていいて、といったことではない。それらのうすやかる影の領域を意識して、遠慮し、おまか、一言語の連関にありても、ひたひた、はみ出して、言葉の描線が、えかきとくべきでないのか？

〈やまわりの〉である。

言葉と言語はちがふ。どう違うのか？ それこそ、表現し、行肩としなくてはならぬのに。

(4) ここまで来て、これに、最も違和の示すおまか個人について言及してみよ。四号室の問題を、〈任意の個人みたいなものの部屋〉といったのは、若干不正解である。根本的にまちがっているといえる。

坂本～氏は、四号室にいたのは、任意の個人みたいなものの部屋だぞ！ 冗談ではない、任意としないところに、RB～から4号室への不可避性があり、それ故に、4号室とは何であるか問われているしやあるか？

RB～から4号室への傾斜を、任意のものとしてけは、坂本～氏は、4号室からRB～かどのようにみえたか、4号室から開め出されていて述べよ。

RB～かどのようにみえたのか、その視線と言葉に、しるべきであり、くみかきとくべき。RB～にかかると、真にRB～に轉訪するよう要請できると、ことと自覚すべきである。

4号室とは何か？ けれど、これは明確である。下は、複(重)数的な影をふいた男と女の、不協和的な性の関係領域であり、その密度をエロイシズムの成熟として問える、時間軸の一頁、従って空間性をふいていくものだからである。

かたとも、けれど、これに、くみかきとくべきである。この関係の時間性の軌回を、はみかきとくべき4号室についての言及など、ちかへて虚偽であるといふか？

さて、このことは、大塚間早で問われている人類史的な問と、いふものは関係ない。関係あり、とするところまで、けれど、その言葉も、生も、おまわっている。

それにして、坂本～氏は、何故、4号室にいたのだらう？ きたのだらう？ この深初的な間に、核心的に、こたえたいかきり、～坂本～氏は、〈任意の個人みたいなものの…〉4号室を、RB～の相補性として、大塚間早の世界(史)的波動と場の色格線と、逆にかきとくべきである。

本人尋問の陳述が記述といふ公判調書とともに、その批判表現原本に出たことと可能であるか？ いま、記憶がうすやかるかきり、思ひも思ひあたらぬに、その他相を、検討してみたいのは、被告本人が申請している証人の関係性を、等距離、等質な、等料となつていく、といっていることと、RB～からこきり、誘った四号室を〈任意の個人みたいなものの部屋〉と説明していることである。

被告という規定、法廷という被物束の空間性を管めて、ここに登場しているものとして、関係性はすべて、等距離、等質な、等料となつていく任意性をふいたものとして、仮構といふ(い)のことはないか？ ということである。

このことを、傍証として、かきとくべき表現として、判決期日(86.12.23)を視野に、いふこと。

〈坂本守信〉と〜からの

坂本秋子 様 ~1986年12月19日~

鈴木その 様 ~1986年12,20~

坂本つや 様 ~1986,12,20~

の字が、'83.11.12 消印の坂本様 河村と、河村隆三様 坂本守信〜の
~1983,11.19~の往復手紙が添付された資料としてもとにある。

その人の人間性も、等距離、等質な筆料とある、いく任意性とも
なる真とあるような場処、×にか、R0302~4号室〜から転落し、
時かにより、×にかははにかけ上り突きぬけよとしとるよのよ、と、
いふ、ここの被認におけばよいのな³³か？

松下昇様

～ 3.17～ 付の 金本 → 松下 手紙に ついて
註～の〈序〉として

～ 87. 3. 19～

*1 「その身体が」と 印りする瞬間には、「どこにまっし」状態が
すでに生じるように 戒断が効いてくる、--- とは思いませんか？

*2 対話(1) '86. 10. 19 夜 自派通信読者会(準備会)後の食事の
あと、各人が各方面へ出立しつつある時、かれらとつてきた〈H〉が
知に何かを一言二言のへて、又がけ出る。
↓
内容はきこえていた。全く別のこと(〈討論〉が別の
ことを考えていた。『あ、スゴイですね、と応答した』と
気がする。

対話(2) '86. 11. 26 夜 京都地裁～新島会館自主会～で
〈H〉が、『10. 19に何かをどうも語ったこと、について 発言した』と、
私に『どうも内容が、と大きくとすると、
『M』が『86. 2. 10にしつこく示唆して以来、鈴木君の、と出さ
ず可能性～がわかる関係性に変化している』に 対応するもの、
Mに『ついで尋ねていた』と 10. 19に語った『M』のこと。
私に、『対応するもの、とは？』と 向うの方に向け、〈H〉氏は
『この世から消えてしまうこと、と 含む、』と こと。

松下氏から『87. 3. 9～ 付の 手紙(資料)をいただいたのは、^(連続シンポジウム '86 岡山大学学生実行)
～ 様と。金本の ～ 87. 3. 12～ 付の 文書をもと、〈岡大〉学生会に かける 時でし
たので、それに 一緒に 関係～ 討論することになり、さらに 3. 15の 日に、～ RB～ まで、
上記手紙の 主旨を くみとる べき 討論内容 となりました。

*1 一言でいって、〈消滅プラン〉なるものは、その 身体が と なく なる ことを 確認
している。

これ 君 問題 の 討論過程が 発露された。松下氏(消滅)願望、～
〈消滅プラン〉といふものは、松下氏の 身体が、坂本、浅本、さらに
鈴木～ 松本氏 も いる ところ、〈学生〉存在の ために、とのおりに(これ)君
を 使う けれど、という みくらぬ 術角で、子供存在の手を 止めた 時の 感覚

*2 を 見つめ、ほりさす こと 注意 かつ である ように、おれは 受け ました
が、その 反対～ 逆流して、～ RB での シンポジウム～ といふ、底割れ
の している、〈共同〉性の 雰囲気 を まとって 出てくる時、出てくる おれ
機能 いう こと できる 時、その 共同性の 質を として いた ため、
松下氏が 自らの 身体、に つかって、ある 個体の 消滅を 発意、発想
する 関係性の 場の 問題 として、明確に 対象化～ して すること できる
こと かも 了解 できますが、〈どうやら 身体 かも つかう けれど〉 といふ こと も
いえる よう です。

*3 思えば、おれは 自らを 消滅 させ べき、関係性の 消滅に、この 十数年
を ついて いる、といふ こと かも いる の です、ごす ため、ここでは、この 問題
に つかって いく 別の 位置 にも、おれが みる こと になります。

② - おれ～ たち、ここで その 最低限の 共通項を、〈大学〉解体に さいして 明らか
に する こと として おきますが、そんな おれ～ たちを、大きく つかって いく
こと の ため、生存の 矛盾、かどうを 権力 といふ 概念 映し、〈権力
= 合理性の 権力〉解体の 運動～ 表現 として、〈 〉～ 過程 とい
う こと がある、といふ こと かも する、---
すると、ここでは、死者が 出ているし、たいてい いたる こと として、運動 理念

知から、^{表現} 知の身体を消滅させた上で、知の提起は消滅している。より深
まり、生命カとエッダ33。それに、^{情念 (具体的には}
長谷川のへい 消滅の元より次に深い掘削とエッダ33に知は '69~
いくつも交差してきている。軽微へ応用して、そのへたのに対し、

<H>は、^{3天...} "そうであるとして、今回の消滅の元は 覚かちか、と強調。

知は、吹き出しつつ、^{...} "せいで、対象化した展開と、という話がある。

討論(3) '86. 12. 2 大陽地裁公判のうち合意に際して、前記の
最終行を 討論テーマの一つとするレジュメを作成し、配布した。

<H>を念入ったからと 明確な発言をし、たしかか(射鳴Aは?)

"消滅とあっては身体ではなく、提起の影響力のことで話し合おう
としたいですか?、というように言えするが、これは 11.26夜で
あったかも知れない、へずかにして <H>へからの発言の記憶がある。

「いうまでもなく、知は <H>を批判し否定するたぐいに、これを認めて
いるのではない。討論への事項の一つとして > 認めるのである。
<H>の感性への観念から

金本はのほくした経過で、以上の記述とを交差させて、再構成して
ほしい。

*3 金本の対案化の仕方 誠意ではあるが、<どうやら、それ
が、どうだ?> ということもできるはず。前記のへい、'69~の
2次の消滅の元との関連のHを考えても...

があるのです。これは、運動の限界といたしてはなりません。固有の、任意の
死者であり、より続けることし、これにちのかわりの(歴史)、競争、
運動からの総括軸として、死者の存在~声(も)を括していくものと
しているのです.....

- 小山から、これは、その境界線上で、これは、死ぬこと(は).....
いや、端的に死(は)..... これは、できるのです.....

- なるに、い) んです!、これは、いいない!、死んではいけません、いや、
死なせません、..... これは、あなたで。..... どうにも死ぬ、死ん
でいい(とい)のあり、い) 動(は)い、動き続ける境界線上の全総
括を以下に、運動の死滅する方向の総括を.....

- そんなキのい) たい、..... あなたのものではない(は).....

- これは、その..... とん(は)ない!、ふたりに話しているのです.....
これは、..... へい、これは、十数年前できなかったこと、あなたで.....
..... (に) きたの(は).....

- 聞いて下さい、..... どうか、遠くで、遠くから、静かに..... 4つ(は)
いる、その(は)に(は).....

- と(は)..... と(は)..... と(は)..... あなたの
(死)は、E(は)生(は)、関係性の声の領域にあり続けます.....

(実際の対案を、これにひき寄せ、ひきのた(は)たもの(は)あるか? 記述の美と
い) 観念(は)あり(は)..... その核心(は)は遠い(は)に(は)..... 従(は)
これは、表現(は)..... つけ(は)..... 今の当体
に(は).....)

*4
*5
③ ~1975年8月22日~付の(射鳴)裁判の(信託)申請書において、金本の
名か(消滅)と(は)..... その後の公判(は)被告(は)の供述(は)
12(は)..... (は)..... その時の(信託)申請書の作成
主体(は)..... の、判断(は)の根拠(は)と基準(は)を明示(は).....

*4 金本氏の表現の中で、一は大きく河がに迫り込んでいる。

*5 添付する ~1975.8.22~付の「証人」申請書 コピー参照。

金本氏の各々「消去」されている証拠については、討論過程でおへる。
(東京RBC裁判一審の最終段階の証人申請から「消去」されていることと
どこかで関連する...)

*6 この想定は稚拙すぎる、私は、今更だ、この事実性で「消去」
された。

*7 添付する '84.5.7夕付のレジュメ、コピー参照。

とどこまで「内務」性故だらうか? どうでよいかと考へつつ、
直接討論過程でおへる。

*8 又、深い意味でどうでよいか、私に存在責任〜がある。

*9 '79過程の、沈潜と表現下の証言、という場合の「表現」とは?
「下」とは?

(各項〜読ん)

たいたらうか?

*6 中庭の方が悪い事になることは、(印)裁判の傍聴〜監禁の過程で、
間接的に求めらるた傍聴時のメモの開示の拒否しないうか....

*7 この問題は、'84.5.7夕付 ~松下昇~からの、「金本証言
の前提として証言」しておきたいこと...." というレジュメの、特に
1, 2, 3, に関わりつつ、その時、この中庭間接的にその意味を
とらう。 (間接)性故にとどこきえぬままにあり、というものを
とらう。

*8 中庭に、おれにうつつくレジュメの中庭には、この「消去」におこ
直なり消去していくように、「消去」していったら....、という、ある
幻想性、稀薄さを感じたかあるか.....

① ...

*9 (②) ①の正否を向う側にくくためには、'79過程の、沈潜と
表現下の証言が、現在の的に明確に示すことが出来たか...
》別冊・白夜通信《 といふようにも.....)

松下氏が4つめしているものにはおへるかにあつびたい。下へはあつびたいという
ものにはあつびたい。か、たぶん、おへるかにあつびたい善意でも、自己弁明のため
で書かれたことはあつびたいと受けとらう。

~'87.3.17~

金本浩一

連続シホ準備会
'86 岡山大学祭実行委員会 様

87, 2, 26~27~付のハテシの松下昇様からの手紙は、

2.20~21 続(日時の設定としては、岡山大に於ける 3.21~22のシホシラケへ
おめめつ、3.15を考之しいますか、.....

とかいながら、この手紙自体が、いんかの屈曲をへ、とていいていながら、
松下氏への返信はまたの段階ですが、~3.15の日時の設定は、関係諸
方面へつたえ、実現するのには、無理を判断せざるを得ない。この日時は、
とあるが、金本を急ぐ ~ RB~の向付過程として、上記のハテシの手紙の
意向を念み、さらに、以下の諸問題を(モ)包含するものとして、~3.21
~22のシホシラケを設定する。先慮して下さることをお願いする。

* 杉尾建吉氏から金本宛て、3.3の手紙
4月中旬に予定されている〈白夜通信〉誌掲載の準備過程。

* 次本さんから金本宛て 3.3の手紙
山本(光代)さんと合してシホ~を考之している金本の理由、概略。

* 松下氏から金本宛て ~2.26~付手紙
2.20 梅里正を念み、本誌的諸問題から根本に及ぶ表現の
表現過程の検証

*

87, 3.12~

金本出

1. 3/9 提案への回答
Lix作成

~3.15~
~3.21~22 k. 打ち合わせ 3.12~の経過

2. 3/12 ①→② TEL

上野氏の松下氏宛手紙

金本証言の前提として〈証言〉しておきたらと...

1. かつて〈4.12〉公判の被告人として出廷した金本氏は、裁判官が、数回、「さういふに何かへて」といふが、それに対して〈黙る〉し続けることにより何かを表現しようとした。

2. その直後、(即)裁判のやりかた中の拘束状態で(即)裁判の証人として出廷した金本氏は検察官の〈4.1〉法廷での証人の行動に属するうちに多分に、かつ身ぶり〜行動で表現した。

3. 1〜2のことは、そして交通のターミナルの未対象化が現れ出ているのではあるか? の欠損。例: 自他の未踏の証言領域への契機を創出し出ているか? その段階の金本氏の〈対〉領域は、どのような断絶と飛翔に直面していったか? (私は、シロオとジウエイトの変換図軸線とみると思ふ。むしろにみまわっていた。おれ〜のむこうに)

4. 金本氏にとって萩原氏の存在はどのように総括されていくか? この作業の度合が、〈岡山〉でたたかっていた人のたたかへの深度を決めていくともいえる。放置は(おれと自らの)本来的自然過程への回帰を意味する。

5. 仮えて成績評価問題にのみ限定していうと、片山恵子氏は評価権と提出過程、その後の全テーマを共有する位相を開放していきながら、萩原氏(や、現在に至るまでの全国各地の進歩派教官)は、自らの教官性を保守したまま、一時的に一律評価をおこなったにすぎないのではあるか? 〈学生〉存在として、これをどうとらえるか?

6. 萩原氏の岡山からの移転は、何の喩としてとらえられるか? おれは未遂にせよ、ほんとうに〈自死〉しうる根拠に出会ってはいらぬか? 金本氏はどうか?

7. 金本氏にとって金とは、巡礼とは何か? 二つまたの生き方の金のもう一方に、たとえ逆説的にせよ、この把握がどのように生かされていくか、ぜひ開示してほしい。さもない限り、金本氏と〈金〉を媒介してそれらにた多数の男性や女性は、あまりに無惨ではあるか?

8. ~ 1984. 4. 27 ~ 〈坂本〉こと ~ 作成のメモ
: 金本証人証言範囲〜領域。は 1〜7によって再構成されるべきであり、これを直前まで具体的に之をわった私の存在責任は今後、追求〜応用していく。

9. 金本氏の記入した文字のうち、おれの最良の資質が今も(!)生き残っている、とみられたのは、〈表現〉に関して落書

表現—現実としての建築(建造物)
〜の連続性と
身体的表現(表情)の関連:

と〜記入であった。
おれは建築を全幻想性領域の構造、と〜た〜が...

10. 一方、了承されたものは、その直後の〜の死滅宣言、と〜記入である。オリに私が金本氏のしる場、きこえる所へこの表現を投げ出すとしても、おれは〈〉〜い〜斗争への対立者の存在基盤に〜の抗争のありさつであり、個々の主体であることは自明ではあるか! 私は今でも金本氏を〈大学〉斗争を〈くつた最良の〈学生〉である」と確信している。

'84. 5. 7 9 ~ 40°の熱〜亭と格闘して、
〜 松下 昇〜

昭和四十九年判第二二二号

判決

本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地
住居 神戸市灘区赤松町一丁目一番地の一

著述業

松下昇

昭和十一年三月一日生

右の者に対する公務執行妨害被告事件につき当裁判所は検察官伊藤鉄男出席のうえ審理をし、次のとおり判決する。

主文

被告人を懲役八月に処する。

この裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は、昭和四十九年四月一日午後二時から、岡山市南方一丁目八番四二号岡山地方裁判所第二三号法廷において、裁判官渡辺宏担当で開廷審理されていた被告人坂本守信外一名に対する不退去被告事件の公判に、傍聴人として入廷していたものであるが、同日午後二時三十分ごろ、右裁判官が被告人坂本守信に対して退廷命令を発し、右被告人が付添いの刑務官によって退廷されられようとするや傍聴人席から弁護士席付近まで進み出ながらいきなり右公判審理中の同裁判官めがけ、鶏卵一個を投げつけて暴行をなし、もって同裁

判官の職務の執行を妨害したものである。

(証拠の標目)

- 一、第四回公判調書中の証人佐藤格三の供述記載部分
- 一、第六回公判調書中の証人藤沢益二の供述記載部分
- 一、第七回公判調書中の証人小林力、同西山節男の各供述記載部分

一、第八回公判調書中の証人田井正己の供述記載部分

一、証人坂本守信の当公判廷における供述

一、当庁昭和四十八年判第二八三号不退去被告事件第七回公判調書

一、当裁判所の検証調書

一、司法巡査作成の写真撮影についてと頭する報告

一、司法警察員作成の搜索差押調書

一、押収のハンカチ一枚(昭和五〇年押第三〇号の一)

(法令の適用)

刑法九五条一項、二五条一項、刑事訴訟法一八一条一項本文。

なお、前掲証拠によると、判示法廷において法壇上の裁判官に向けて投げられた鶏卵が二個であったこと、うち一個は被告人が投げたものであること、は明白である。しかし、他の一個については、果して被告人が投げたものであるか、他の傍聴人らが投げたものではないか、について、必ずしも明確ではない。あるいは被告人が投げたのではなからうかと疑うに足りる状況は十分存するのであるが、しかし、そうであると断定するに足る証拠は乏しく、判示事件の法廷が毎回相当混乱紛糾しており、本件当日も同様であったことが認められる点を考慮すれば、公訴事実のように被告人が二個の鶏卵を二回にわたり投げたと断ずるにはいささか躊躇せざるをえない

ものがあり、判示のとおり認定したものである。

次に、被告人は判示所為につき法廷等の秩序維持に関する法律に規定する監置の制裁を受けたことは被告人の認めているところであるが、右制裁を受けた後、さらに同一事実にもとずいて刑事訴追を受け有罪判決を言い渡されることは、憲法三九条に違反しないと解されることである。(昭和三四年四月九日第一小法廷判決、刑集一三、四、四四二参照)

最後に、公判審理中の裁判官に対する判示の如き所為は誠に異例であって強い非難に値するものであるけれども、被告人はいわば教養ある知識人であって、将来自己の軽挙を十分反省するよう期待して、実刑に処するまでのことはしないのが相当であると判断する。よって主文のとおり判決する。

昭和五十一年六月八日

岡山地方裁判所

裁判官

谷口

稔

右は謄本である

同日同庁 裁判所書記官

戸上 八代次

㊦

* (控訴) 趣意書

八広島高等裁判所岡山支部V御中

一九七六年六月八日

前記(卵裁判)被告人(松下 昇㊦)をふくむ仮装被告(㊦)

申立の理由は、(未字)を媒介とする全ての(一)公判参加者が共同表現していく。

(判決)に対して

(控訴)を申し立てる。

八昭和四十九年判第二二二号事件Vに関して、他の複(素)一致性の事件群との八分離Vをしいられた位相でおこった、無限に垂直交差する

昭和五十一年(う)第八一号事件

被告人 (松下 昇㊦)

をふくむ仮装被告(㊦)

一九七六年六月八日 付

(控訴) 申立書に連続する

(控訴趣意書) を提出する。

* (控訴) 申立書

八昭和五十一年六月八日Vに、

八岡山地方裁判所 裁判官・谷口稔Vが、

α、この(申立)表現の作成し提出し応用の主体は、(松下 昇一)をふくむ複一素(数性)の存在である。なぜなら本件の本質的な被告存在は、(一)V人ではなく、起訴ないし制裁をうけなかったにしても本件を生起させた関係性にかかり、その抑圧を転倒していきつつある全ての主体だからである。さらに本件の(一)V審判決は法的には執行猶予であるようにみえるとしても、逆に法的拘束の及びえない領域へ、本件にかかわる全てのものを終身的に収監したともいえるのであり、その宙吊り性を突破してどこかへ舞い立って行く必然の息づかいが創出されつつあるからである。従って、この(申立)表現は、たんに控訴審の裁判所に対してのみならず、はるかに深く広い審理の場を横断しつつ開示されていく方向性をもっているし、この紙片は、その全過程の契機(一)Vつであるにすぎない。

β、本来、控訴がありうるとすれば、少くとも被告人(松下 昇一)に関して(一)神戸地裁Vで審理中の事件と本件が併合された後に出される判決を媒介しなければならぬ。この併合要求が主として(一)神戸地裁Vの判断によって却下され、分離位相での判決がいられている以上、本件について、いま控訴をふくむ申立をおこなう場合、原判決に対してその水準でのみおこなうのではなく、位相的分離をもたらす法の構造に対してもおこなうのである。このような重層的な提起の方法は、本件とかかわる全ての(一)

公判(一)過程についても必要であり、たとえ可視的に分断しているように位置づけられる段階にあっても、それぞれが、相互を包括し併合しつつ本質的な審理を実現していかなければならぬ。

γ、前述の点を把握しつつ原判決を検討するとき、少くとも次の控訴理由が不可避的に出現してくる。

一、原判決は本件に関する被告人の発言、とりわけ

昭和五十年五月三十日第九回公判における

手続更新を契機とする意見陳述 と

昭和五十二年二月二十六日第十四回公判における

最終意見陳述

についての判断を宙吊りにしており、

それによって本件の審理不可能性を開示してしまっている。従って、前記の陳述をふくむ公判過程における被告人の表現を(控訴)申立理由として併合的に提出する。

二、控訴理由としての刑事訴訟法第三八〇条(法令の適用の誤り)および同法第四〇三条(公訴棄却の決定)にふれつつ……

原判決は「法廷等の秩序維持に関する法律に規定する監置の制裁を受けた後、さらに同一事実にもとづいて刑事訴追を受け有罪判決を言い渡されることは、憲法三九条に違反しないと解される」とのべるにとどまり、最高裁判昭和三四年四月九日第一小法廷判決に依拠するのみで、「制裁裁判そのものが憲法に違反する」という弁護人の主張や、法の自己矛盾と解体に関する(一)坂本証言に対して具体的な反論をなしていない。

被告人が同(一)V事実にもとづいて制裁と有罪判決を言い渡されたとするれば、法令(の根源)の適用が誤まっている可能性についての審理がまず必要になるであろう。(判例の再検討を当然ふくむ。)この作業は公訴棄却の結論を導くはずである。

三、控訴理由としての刑事訴訟法第三八二条(事実誤認)にふれつつ……

a、原判決は核心的な証拠調を欠損させたまま出されている。とりわけ、本件発生の原因をつくり、制裁裁判と告訴をおこなった裁判官渡辺宏は検察側証人として昭和四十九年八月二二日の第二回公判において申請されていたにもかかわらず、不明確な理由により申請が実質的に撤回され、被告側から昭和五十年七月二五日の第十回公判に際しての現場検証の立会人証人として申請がなされたが、裁判所はこれをも却下した。この事態は、本件の公訴の根拠を撤回するに等しいことであり、渡辺証人の召喚と取調なしに本件の審理が成立しないのは明白である。

b、原判決は、本件の真の意味を解明するために不可欠な被告側証人群(一)V審に提出した(証人)申請書のうつつしを添付する。(一)を殆んど却下し、(一)V人だけ採用した(一)坂本)氏の証言は、形式的に証拠の標目に記載されているとはいえず、判決内容には全く影をとどめていない。控訴審においては、前記(証人)申請書および(一)坂本)証言に登場する全ての人の証言が必要である。これらの証言なしに審理は不可能であり、とりわけ原裁判所が(一)Vたん採用しながら昭和五十一年二月二六日の第一四回公判の直前に採用を取り消した(一)女)性証人の証言内容は、

1、被告人は、本件発生時に法廷にいたかどうか。
2、(一)卵)は、どこからきて、どこへ行く巡礼過程にあったのか。
3、本件の真の行為主体は公訴棄却と極刑のむこう側にいるのではないか。
という点にかかわるだけに、これだけでも原判決は破棄をまねがれない。

c、原判決は証拠の標目に(一)卵)を記載していない。これは本件が、(一)法廷Vのみた悪(一)夢)にすぎないのではないかと、という推定を可能にしている。また起訴状で(一)二)個となっていた(一)卵)の数が、原判決で(一)一)個になっているのは重要であり、本来、複(一)素)数性の整序不可能な(一)一)を抑圧しようとする方法自体の崩壊を示している。原判決なりにもっている論理をもし公平におしすすめるならば、(一)卵)の数は(一)二)V(一)一)V(一)一)V(一)一)Vであり、これこそ(一)卵)裁判にふさわしい結着というべきである。

四、控訴理由としての刑事訴訟法第三八一条(刑の量定不当)にふれつつ……

原判決は、実刑に処さずに執行猶予とした理由として「被告人はいわば教養ある知識人であって、将来自己の軽拳を十分反省するよう期待して」とのべている。これは、ことは通りうけるとなるならば、原判決の依拠する最高裁判例が被告人(いまだに氏名や行為事実是不確定)を実刑に処したとことと比較すれば、誤りであり法の下の平等に反する。(もちろん、判例のその被告人こそ、無

罪と公訴棄却とあるいはそれ以前の判決に相当しているの
あり、判例を支える法秩序を解体していかねばならない。そ
して八教養V概念の飛翔も、真の八教養Vとは(卵)を飛翔させ
うる力、のこともあるのだから、(おそらく、前記の理由づけ
は、本件の内包する怖るべき一)性を回避するためになされた
にすぎない。だからこそ「軽挙を十分反省」する必要があるのは
本件を出現させ、大学斗争をふくむ全情況の根底的対象化の契機
(持続の条件を与えてしまった法II國家(を支える情況)そのも
のである。

五、(共同表現として作成し提出し応用していく。)
(編集者の註。この文書全体に、巨大な花卉が影を落している。)

(証人)申請書(添付資料)

昭和四九年(初)第二二二号事件に関して、現在までの審理過程をさ
らに飛翔させるために、少くとも、次の(証人)を申請する。

一九七五年八月二十二日

前記事件被告人のXX-XX人

(松下昇印)

岡山地方裁判所御中

* 札幌市東苗穂町四八四 札幌刑務所気付

ロン・ジャーニ

(判決では天野積雄)

昭和三十三年五月八日、札幌高裁判事第三部法廷に出現した「
鶏卵大の石」を契機として、監置十日間、さらに懲役十月を加え
られた背後の事実性について。

* 愛知県南設楽郡鳳来町布里釜土戸四十三

川合 吉雄 気付
田中 要助

昭和四十七年四月二十四日、名古屋地裁第十一号法廷南側構
内に出現した「鶏卵大の石」を契機として、法廷内の被告たちと
相互に分離されたまま、懲役六月、執行猶予二年の判決をうけた
意味について。

* 愛知県豊田市平芝町一二十一

河合 ちはさ 気付
広川 茂子

昭和四十七年四月二十四日、名古屋地裁第十一号法廷において
「裁判長に向かって投銭した一円玉二個」が、監置五日間の後、
被告人に返還されつつある過程について。

* 岡山市津島岡大南宿舍RB三〇二

坂本 裕美 気付
坂本 守信

本件の起訴状にその影が落ちていることを媒介しつつ、本件の
前史および後史の領域を含めて、証人に関する全ての公判記録を
応用して証言する。

* 岡山市南方五丁目三一二〇松原玉子方富 井 富美代 気付

小松 芳文

本件の発生した法廷に被告人として召喚され、かつ不出頭を許

可されたことに象徴される審理の弯曲を、玉子方の生活空間の深
みから証言する。

* 大阪府茨木市春日三十五一四一

山本 幸 気付
山本 美恵

召喚状の到達不可能性の開示を、本件の発生した法廷に出現し
た、なにもかにかに委託した経過、および、証人に関する控訴審に
被告人を証人として申請した根拠について。

* 徳島県板野郡板野町大寺字大向北一の一

国立板西療養所内 森 弘子 気付

山本 光代

本件発生と同八一Vの法廷において(請求却下後に出現した
パチンコ玉n個(証拠保全請求済))を契機として監置(五)十
日間を加えられつつある意味について。

* 倉敷市玉島乙島白銀山病院内

宮本 哲 気付
大熊 正喜

本件にかかわる公判過程に八片山恵子のこどもVの口から出現
し、監置七日間の契機となったアメ玉の味と、その行方について。

* 神戸市東灘区赤塚山神戸大学住吉寮委員会気付

上原 孝仁

本件の被告人と共に、六甲空間において、タマゴを使用する
八 V焼を営業してきた経過と、本件および証人に関するタバコ
を契機とする監置十五日間の関連について。

* 岡山市伊福町三一一一

萩原 勝 気付
若杉 泰子

本件を発生させた関係性総体が、証人の生命に及ぼした影響につ

いて。

* 名古屋市昭和区山脇町一八むつみ荘内 竹 中 千恵子 気付

森川佳津子(あるいはV成田晴子(同八一V人物))

本件発生と同八一V時刻に、(他Vの場所)で被告人と出会い、

……して現在に至っている意味について。

* 神戸市灘区赤松町一一一

松下 昇 気付
松下 未字

本件の真の行為主体について。さらに

〜87.3.19〜 Mの〜3.17〜付の金本→松下手紙について
註〜の「序」としては、郵送士山本聖牧師のものではなく、手紙類は別箇の資料
の間からでてきたもので、あやしく、'87.3.21〜22のシンポに参加した
山本聖牧師から手渡してその直前につけたものだろう、と推定される。

消滅〜消去〜去消〜 といった言葉もなり、僕は極めてポリティ-
シのくさい文章しかかけてないが、それはそれとして、〜卵〜裁判の証人
申請書から金本浩一の「消去」に關し、書簡(2)で書き表望しよう
した時は、このよくなる手紙のやりとりがあったことと忘れず、僕は 情況と
事態の核心に直接せまっているとしている、……ことだけは読めるのだが。

間について、直接付論過程で述べられず、討論したという記憶も全く
ないが、答えている言葉、言語表現はうけとっている。いま、ここで、自問自答
しようとしてもとにたえきれない。

僕は、僕が消去した、僕を去消した(証言)台から、そこにいていい、
そこにいていい、何処かかっているかのような、瞬間移動で同一時刻に
別々の場面にいる、そんな(証言)存在である、移動反復訓練をかさ
かしているかのような(奇想)サイエンス、引越性水準の上限たる国家と
交差した現象過程の情況構造化性において、それをほみ出し突破する
ものとして、表現しようか?

(実現)

例は、次のような引越性の光景の発言として。……

» やはり→には決定的に遠いめらされている感じがするんだけど。
例は、69年とか70年と言う場合には、極端に言わば心に出現して
良かったんですよ。どこにでも僕が出現した時期がある。同じ日に
高々日本、領土内だけで7所に同時刻にいたという話があるんですよ。
…… « '87.5.4〜5 シンポ(第1次)の構成と作成過程〜 には4回(松本)の発言。
山本聖牧師は、いま、どこで、何をしてあるんだろうか? 祈っているんだろうか?
再三、僕にけへてはかきとらなうか? 死者の、言葉の、(使者)として。

〜87.3.9〜 ム木く消滅フォーラム)についての直接的な討論、やりとりの他に
とくに関連して、関係せずとも、より深く、左の視野からの発言と記録取
ているものを、'87.3.21〜22 シンポ(第1次)からしり、書きつらして置く。

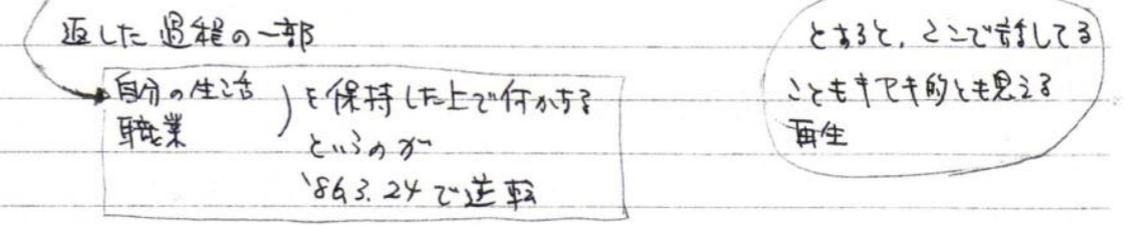
- 他の惑星でいともつものみ、地球でもいともつ
- 3イヌや沖程の言葉 … 国家に至らぬことばとして取り上げられたとき
はじめてことばとしていともつ

• 「自滅の子供たち」という云い方が数年前からあって A367(2)での生活、それ以前
から自己史の対象化・転倒を行う対極の扱束(3)をつくらせているが; (それ
以外にソレをほみ出す空間-Y-を設定)、いまそれをたたくしとする動きが
ある。たたくしとしてそこで何をしようか? が問題になってくる。

空間について何かをしようとするとき、全テーマが問い返される。⇒空間の移動
〜たたくし→表現〜運動の変換が必然化する。

- 「松竹梅」の救済センターでこの時ほめた人の軌跡
↳ 梅内氏は権力的に抹殺?
公然とシャバを歩いている死体の問題めきに抹殺云々はとりあけ
られない

• 松本浩一は「'69の闘い(闘い?)は一回性である」という(書籍)をいっくら
大層な争いは消滅した



(それと松本浩一が発言したのか記入してある? 推測せず! 手とめたいとき
がこないとおく。

金本浩一様

3.22には、発語した。3.23までを待たせて、たのしみ
瞬間のくつが返りました。其年にお礼を申しあげます。

たのしみ、経過の記録としてお礼を述べると、くつも9...のこり、か
ある〜みえてくるので、〜3.24〜付で、〇大返りに文書を作成

してあげました。しかし、このままだと送ると、私に3.22に
返して直接的批判の<n+1>次元性とした意図が矢張りあつた。

と考へ、原本は金本さんに委託します。(かくしてお返ししてあげ...)

このままだと送ると送ると、~~関係してお返ししてあげます。(*)~~
〜つて、や、い、役割を押しつけて、心苦しいので、この午紙

を、作成日時の日付に記して送る私の〈書状〉に書かれてお返し、
↑
同封表現 と、一方的に思いつく、投函します。

〜 '87. 3. 27 ~ 29 ~ 松下昇

* 私に3.19以前に、2の内容が戻り来る(少くとも、その契機がつか
い)のが、一安心するところ...

~~判断にお困りの場合は、〈返送〉にて下取りをさせていただきます。~~

'86 大学学実行委員会 } 御中
連続20周年準備会 }

3.21~22にお返しする人々 }

'87. 3.21~22についての見解 ~ '87. 3.24 ~ 松下昇

このテーマについて

1. 具体的な決定が何をもたせかけたのは、私の〜3.9〜
表現(とくに〈認識がらみ〉)に関する各人の総括(展周)への
対応が、具体的に与えられたこと、の^象としてお返ししています。

2. <3.21~22> } の成立条件についてと同様です。
参加者の表現のそれぞれが
成立条件に至る討論の開始としては、大き〜くともつとけ思っています。

3. 1~2の見解を支えるのは、主観でなく、事前に明示されて
いた私の〜3.9〜表現(とくに成立条件)自体の成立条件について
異議〜がなかった、という前提です。もし、これに
異議〜があれば、<3.21~22>に持続する場へ、異議〜を
人の全員〜>致して(私)を招請して下さい。
機械

4. もしも、3.21~22(とくに私の参加した3.22)の^{表現}全容を
私の提起に對する^{参加者の}応答としてお返しして、
大き〜示唆をうけてゐるとはたしかです。

5. 3.21に回された私の〜3.19〜付の表現についての討論は(具体的に)
3.21には全く与えられてゐない、と私はうやうやしてゐた。こゝで止めてから
生じてゐるが〜と2の8に止揚してゐるが、更に追求したい。

5. についての補足

3.22

a. 3.21 知の非在の場での討論経過についての〈報告〉の¹²際、

1. 金本氏から堀里氏に訂して、松下の〜3.19〜の表現とあわせて

3.22 期までにレジュメを作成するよう提議がなされた。

2. これに際して改本、改本氏から発言があった。

3. 3.22にレジュメは提出されず、理由は3.22参加者にも示されておらず、

という経過が欠損してゐたのはなぜでしようか？ 私は3.23夜に

山本氏からきいてゐるのみで、それ以上の具体性は判りません。

前記の水字で

とりあえず、固有名詞として現された 金本、堀里、改本、改本、山本の各氏あり、関連する全2の人、忘答してはしめず、

b. 3.22の場での〈H〉^(E含むため)は、知の〜3.19〜の表現、とくに対話(1)、(2)、(3)について 記載内容〜位相についての意見が述べられたのは、了解とらえとらざるをせざる、それではいけますか？

c. 知からあつて 具体的論議を展開せず、むしろ '69〜の議論の展開したの、^{の次元}論議を制約したとらへ、という取憲のたぐひであり、
知が、かりに、このテーマは〈どうでもいゝ〉、といったとしても、それと各参加者がとりあつてよいこととは別問題です。

d. 〈議論の場〉に関するレジュメが、大島、改本、各氏のものについては、3.22の発言において 包括的に言及(承里) (ここには必要でなければ) 忘答してゐるつもりです。

3.22の経過について

指摘して下さる。

なお、3.21に「自己紹介の代りに、配布された」と3.23に山本氏からきいてゐる堀里氏のレジュメは、いかにしてとていふので言及していません。

前記aと共に、表現〜に対する等型に疑問をかんじます。
堀里氏の

6. 前項のテーマ あつて 3.22に知へのた 村尾氏の時の際通信に関する批評の金本氏による指示レジュメと 自派通信読者の次回(4月4日?)の (自分の理解と結合いつ) 討論素材の一つとしていくこと、読者の成立条件として不可欠であると思ひます。

7. 企画C 援助金のテーマについては、次のウイジョレの件を今は記しておきます。

a. 全員〈〉致せると、執行を含む一から決定を不可能ではいゝか？

b. '71〜南山大「宣言」、'74〜京大自主ゼミ(単位認定に学外系からの参加回路)の応用は不可能か？

c. 不確定にせざる組織への委託は、いつでE、どの方法でE、何の責任〜とあつて、という発想は不可能か？

8. 3.22に示れる A-A 〈コ-エヴ〉の試みは、相互対応化の回路をつくり、自ら〜の對象化とすすめていくために重要でいゝでしよう。今後を深化させていけるよう望みます。(当日、知から示したように、組合合Eの表現〜テーマの展開を小さくして)

9. 3.22の私人発言の補充(断片)

a. 新卒不平等において、松下(内題)を消滅させようとしたのは、

大学不平等の進歩的^{*}中心であり、これは、松下の影響力を

消去しようと、大学改革はできる。と、くりかえし主張した。

↓
何かにあきらめざる時は、何かに譲るべき!

(例: 子と母の言、く) 不平等、〜)

b. { '86. 3. 24 } の構造的意味について、鈴本を指摘した。このこと

に、最も異知をかんじているのが「根本」にある、という逆倒に

注目すべき。別の一方を見ると、生活-職業と幻想性居間

の比重の逆転、という本の一方、かれは自覚的にくくったと

いうが、外的にしている、くくりにしてあり、その外的

にみえるものが深い内在性を、縁を通じてもつことには

気付く故に拒否したか、である。(内題以前の拒否の身小りに示されているが)

これを批判するには「消滅」が、全うなことをくくりにしてある、(という2.22に示されている)

c. 提起にすくくりにして、すくくりにしてある時の感極と

「根本」に依拠して対象化してける毒性、鈴木はくくりにして

岡山総括要請について。この依拠性、対象化の深さによってのみ

かれは「批判」と抗争」でできるのではあるか?

10. ~ (直接、居間する。)

誰かから誰かにあてられた私信の手紙は、ほとんどの目玉みまに、消滅するものである。

AからBまでの手紙が、Bに「どうして」開示が非開示の条件を付けて、n次元的に展開に「電報」にあり、ここには「目玉みま」。

この「目玉みま」、3.27~29、付金本まで松下昇の手紙は、金本を電通し、その背後の「後開」を射くし、開の時に「目玉みま」とせざることをいふものである。

~3.9~表現、*「消滅」について(とくに成立条件)自体の成立条件は、表現行為において、このように異議なく無化、反撃、止揚してゆくものである、と。

松下昇 様

～'87, 3.27～29 の送り状' とともに、～'87, 3.24～付の '87, 3.21～22 についでの見解
表現どうせとリ、あつかっています……

この見解表現が必要とあるまで……というの、少なくて、同表現の存在の、5に7の
補充でのべられている、固有名詞として現れたいの、そのための〈不審〉表現と
もに、〈同〉に合するとき、例え、次の～白痴通信読者会～の時……
というふうに解してよいかどうか？

見解表現の田舎の尾端は、〈内〉～(連)～の場合その契機が……
は、というわけ、ただし自前、～3.15～3.21 にかんがみ、〈外〉からの契機が
ないかぎり、無理をなよりに思います。

いま、何故、このように、〈消滅〉……なのか？ 感じ、それらの
一瞬に、かつ、いま、一瞬間の構想～意志、そのまじりかた、夢の
模像のなかに重なる、全く > 過程をわきまの消滅は……
各々、思いがたかみ、たかみ、それらの固有名詞、固有名、その完結
……問題はない、といわう、問題のある次元に、すなわ、〈消滅〉は
ないでよいのか？

ある…… 〈消滅〉概念は、消滅は……、といふは〈構造的〉名称と……
いふのでよいのか？

～3.9～付の表現を管轄する属的存詞の核心を……、)をめぐらされる
地帯、よ、い、い、深い関係性の領域で、言葉でめぐる……
……思いがたかみ…… かわる時の褶曲のなかに……

～'87, 4.11～ 金本 洋一

(金本→上野 ~'87, 3.26～)
 桐尾→金本 '87, 3.26 金本→桐尾 ~'87, 4.2～)
) 200
) 同前です。

上野清隆 様

3/17付のお手紙をうけたのは、~3/21(岡)大シンポ~から夜半帰宅したときでした。いもちから、誠實さのうちとぬらぬら文字をみて、わたしなどの心もあたかもあらわされる思いです。翌日のシンポの会場で、(無断で...)回覧してはち...

上野さんの手紙の後半部分、〈白夜通信〉についての言及に关しては、同封の〈白夜~通信〉について ~'87.3.20~ (4) で述べしりの考えをのべていますので、ちやを讀みとって... いちだきたいのぢやあ? 松下さんあ? ~'87.1.13~付で、わたしがあえて、「欠落、無視、歪曲...」と、上野氏を想定して自分にもひかかるよう書いたのは、以下のおなじことと思ひ、さすに... していこうと考へていたからです。

- 1) 1/2~3~ 〈白夜通信〉読者会~記録には、作成主体の明示されてない。
 - 2) 記録への、「欠落、無視、歪曲...」といった反論が有りうることは表現論的にも予期され、言及されたい。
 - 3) 上野氏か、村尾氏との共同作業~相互検証~で作成していく... かきとめたものとして、そこにおける上野氏と村尾氏の位置が、一言とにも述べられたい。
- ... 記録するという行為を通じて~読者会~に参加していくという上野氏の考へは、わたしたちのほろむところにあるものとして、どういふまねかるところのべきな¹ 覺悟をもちたか? [討論~記録]の² 両面を切りとっていく情念(自的位置)のとは口で、言葉とかみあはせていかなくては... とも考へます。

*1 の部分が、次の箇所と対応しています。
 ~〈白夜通信〉読者会~ にかしの2つの〈記録〉、討論レジメ
 この2つに欠落している² 討論、やりとりから、わたしたちの幻滅性の質の現在に行きつき、格闘していくウイジョン

*2 ② この会場~討論の過程がテレビでとらえられていると...
 ③ (わたしが何をいっ、Eが、いっ、Eが... 中(自身、おぼろげに))

た、この時、わたしは、《アスイメージの終極、映像と現実の交換》
 (「ハイパ-資本主義と日本の中の333」 吉本隆明 x 川村湊)
 というのを思い浮かべ、自分の言葉にして読、て、こ、うと(して)いたことをあはえています。

わたしたちの行為や言葉、現実の生活過程に附加価値的にかつき、くいはり、復元し、あはれもそのちからすかてか生起しているもの、な現象の出来ている現在の幻滅性の質といふもの、なから、くはり、明確に弁別できるものがあはれいわけです。

殺人現場の映像か、映像のちから殺人現場として、殺やれい(者)と含む(者)の〈視〉執に反復する、くもあある幻滅性の質の現在... といふものにわたしこみ、すかあちこみといふとたら... 死への過程、くはりああるわたしの死体(の仮-性)をも、反復する現在の生のちからに、生としてとり出せるものぢやあ?

あある幻滅過程と集約する肉体というちからああるとして、そのちからあへの分散か、人類史などという大まかことはいわないにしろ、くはりに裂け醒めるあある新たなるああるきでない保障はないぢやあ。.....

自分ちもあまりのつかないことかいて、しまいませあ、いっかの討論の素材のちとつとして(も)かききしてあきました。

~'87.3.26~ 金本浩一

村尾建吉様

1. 3.21~22の(国大)シンポの場と、村尾(22) [白夜通信]について(27.3.20~(4))とのメモを配布

1. 佐伯氏の把握が甘い。このメモは、3.21当日4部JCLに、佐伯氏に村尾氏と
会場にいられた佐伯氏に手渡すの依頼し、回覧文書の手配に間に合えば、佐伯氏に一部
手渡し、もう一部を回覧用として下の方と書いておいて、その主旨の発言を佐伯氏にシンポ場

① でしたら書いておいてください。それ以前の村尾~金本の手紙のやりとりは、シンポ前からの
郵送等でも可なり、当日も回覧用として配布と思っております。村尾の判断が、(とらと片
隅にみえておく)というメモの誰かの目にはまればよいと思っておくべきです。

(佐伯氏に、このメモ、白夜通信読者会~'86.11.23~3.21~を通じ、一番く窮乏)と
村尾(22)のメモとみる人、という以上の意味はありません)

② 従って、おたのめの方から討論の素材のひとつにしていくという積極的な姿勢は全くなく、誰か
から手紙をくれたり、手紙にメモを加えたり発言していきと書いていたぐらいのことです。

③ (このうちの、隣近所をどうするか、新幹線の音がせうまくはることは、どの
ようか、という村尾氏の、おたのめへの問いかけとして、時の櫻通信の記事
についての否定的な見解を、'84年以降聞いている、と、3.15~RBで札幌
から帰ってきたばかりの(学生)三人に、(一体、どのような情動的な根拠から、そんなこと
ができるのか?)というおたのめの発言を重ねつつ、当日出席していた(ヤマト)ヤマトさんに
'79年当時の感想をふくめて聞き出すと、おたのめはしていました。それについてのおたのめ
の受けとめ方、意見はいろいろとある……。どのような場合でも、どうせ、ステッカー
はりを貼る視座や場所をとおたのめにはちがいます。

学館食堂のまわりの掃除の仕事をくびにやっていた時、おたのめは、くびにした厚生課の役人の個人
名に職名と朱塗りをして、学館付近に貼りつけている。……

いすかにしても、(宿カ)関係の撮影に自らのカメラを振りつつ危機に直面したとき、おたのめ
おたのめから表現的展開としてのせうとていふ発想が、ひとつの手段として選択されること(も)、
一義的な判断をたてていきなり(は)……。……

ただ、存在視線の上下という……方が許さずとすおたのめ下方に、そのおたのめの手紙を行使
するとは、おたのめも否定的であり、その場合、他の手紙、方針が問われるでしょう。

(79年当時のことについては、~3.21~シンポの後、山本聖氏から発言を証言をきいて
います。概念がネガティブ、口堅い……)

とらと片隅にみえておく、時の櫻通信、記事についての疑問点、村尾~金本のやりとり、今回の
白夜通信読者会メモ、このメモと関係がどうあるか?

金本浩一さま

~3.21~22の国大シンポに参加した佐伯氏から、3月3日付村尾
からの金本氏宛書簡^{この返信}に対してあなたのレジュメを受け取りましたので、

以下の集を記しておきます。

1. 佐伯氏によると、このレジュメはシンポ参加者全員に配布されたとの
ことですが、

① あなたのレジュメに目を通した参加者は全員が、前述の村尾からの
金本氏宛書簡にすでに目を通している判断したうえでそのレジュメ
が配布されたのですか。(7.2.16~付金本氏から村尾宛書簡も読)

その判断の根拠は何ですか。村尾の考えでは、レジュメを配布する
際に前記の表現群も添付する必要があったのですが、どう思われますか。

② レジュメが配布されたのみで、討論されなかったのはどうしてですか。
討論のテーマのひとつとして配布されたのではなかったのですか。

③ 私中巻でのビラーステッカーの配布~張りに関連して、時の櫻通信
1号に関連する記述に村尾が触れた発言について金本氏が紹介された
際、あなたは村尾の発言の趣旨をいしあなたの受けとめかたまで述べ
て討論されようとしなかったのですか。(①~③との関連で)

2. <白夜通信22>の冒頭部、あるいはマルクスの引用等について
疑問を呈されていることについては、村尾の判断を現在のところ留保
する以外にないが、

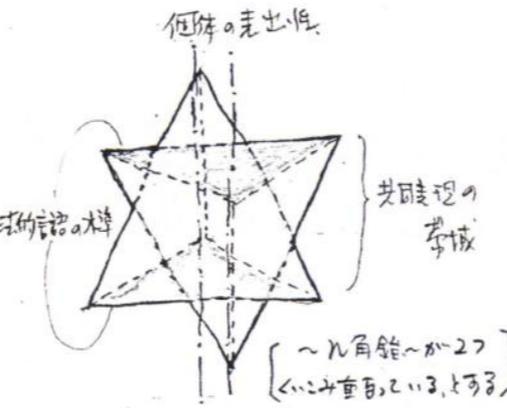
① マルクス等の引用について疑問を呈する金本氏自身が共同表現(論)
に関して、ドゥルーズ・ガタリの著作をもってくるのはどうしてか。

② マルクスなんて知らないように、ドゥルーズ・ガタリも知らない参加者
にドゥルーズ・ガタリをもちこぶに、あるいは吉本隆明の世界視線

2. 4Eは、今もまじつかけています。『白夜通信 22』に、本をぶら下っている、いや、こぼる火を
引いていっている。どう思っていますか？ 判断を留保して書きたいのはどうですか？ 4Eの
留保とエッセイの結びつきは？

① 何を引用しているのか。また、4Eは引用をせず、〈共同表現〉のことに思いほ
せる。現在最高限、トランス=カトリの文章でも念頭にふいて下書き、と述べている
わけなのですか。4Eの根拠として、'69年のどこかでトランスの引用を行なった、4Eし
ての思考のバックグラウンドで、そこをともに見直しおかしなことに言及しているにすぎないのか。
また、表現上における概念的変換といふことであり、白の文脈における概念の提示の仕事です。
(4Eのことは、~3.22~ 松下氏から、金本の提示に対する拒絶に近い見解をうけたこと)

② 4Eに4Eは、共同表現の領域の水準として
述べています。この〈思いほせる〉をどうにか...
④ 幻想領域に関する論議への文章空間の指摘
~65, 11.15~ というレギュラーとリンクさせていること
も、そのなかでできるかしらうせんか...



① どうも考えませんが、そのなかで4Eは、北川透氏の
発達の延長線上に、どうか平行線上にあるのか
トランス=カトリの著作ではないか、とも思っています。
この4Eの根拠通信が共同表現である、ということ、決定的に違います。4Eは、時の根拠通信
が、自主発行実行委員会発行『松下昇~未命』において生み出された。記載エッセイについて、と
いう白夜通信2号の主張を念みつつ、個々の表出性、分散エッセイ、4Eを離脱していく
関係性の水準において、表現の過程が、4Eとしてよりこぼれていっているからです。

3. ① 4Eが、4Eのエッセイを例として、〈白夜通信 22〉の展開のうちは、(98614)に3Eは
不可欠であり、無視するべきではない、というべきです。
② 4Eの存在のしるしはありません。一語を置くことでも、〈構成の美〉という視座があるとして、
(98614)に3Eは、4Eは、白夜通信水準の模倣関係として提出しているのです。
この関係の模倣性により、書こことを拒否し、離れていっているけれど、根拠を離脱
した身体といえるものも、4Eから4Eは、ということ、現在の、現在における4Eの
見解です。
~'87, 4.2~ 金本浩一

なることばを用いず、あなたは共同表現(論)について語る必要が
あるのではない。

③ 最初にわたしたちの目の前に共同表現(論)なることば~発想を
つきだして出た北川透のそれについて、あなたはどうか。
北川透の発想の延長線上に共同表現(論)を位置づけ、展開
していくという考えはないのか。

④ ~103~通信が共同表現のイメージとして▽であり、時の根
通信が△であるということについて、もっと展開してほしい。

3. あなたが"他者性の根源に開かれる契機、と"共同表現の
成立の契機、とを同じ契機とみなしているとして、

- ① "他者性の根源に開かれる契機、について、あなたは
具体的にどのようなイメージをしますか。
- ② その契機は紙面の展開において生み出せるものであ

以上、とり急ぎ記してみました。白夜通信〈読者〉会の
日程は 4月19日(日) 5月17日(日)、いざれも 13時~21時
場所は 前回('61.11.2-3)同様、園田地区会館で開催
予定ですので、お知らせします。尚、この表現はあなたから
そのコピーを(返答の北川透氏) 3.21~22 シンポ参加者全員に配布していた
だけなら、と願っております。〈読者会の重要なテーマの
ひとつとなりますので、返答はできるだけ、早く返信えらうと
思っています。

1987年3月26日
村尾建吉

金本論一様

〜4.11〜5月の半年誌の出来事

*1 4月の〜3.21〜22についての見解... 必要とするとして、向ふした方がよいかと... 不確定にしておこうと考へておきます...

*2 今回の同封表現(金本→〜3.26〜上野〜4.2〜村屋)は、よく読んで魂が小と... 魂が小と... 魂が小と... 魂が小と...

*3 ここに同封するのは、ダブるかも知れませんが、次のように...

〜3.30〜 共同表現論の素材として 時の櫻通信才<16>号の発行年誌の...

- ① 4.7 竹中→鈴木
② ~4.9~ 松下→鈴木
③ 4.11 鈴木→松下
④ ~4.14~ 松下→鈴木
⑤ ~4.15~
⑥ 3.26 松下→内藤

⑤への執筆の<11>月日は、よく見て<4>人の片道交通〜宿泊費で

あり、宿泊費その水準でふらふら〜

原則的に<4>人で、今後の(証言)の積重ねを...

討論の媒介としてから、はじめて次の場へ出立する。

(宿泊しやうの〜は、〜4.19〜討論の〜とすべく... 出来るだけ〜、論外)

6月の学生は〜は<4>人分<2>部屋を松下の名で予約している。

札幌からの参加者<4>にみかきやいは、その分だけ、往復の〜 前記の討論を消化させるために宿泊する。

(但し、松下〜を含む討論を〜)

⑥の⑥は下→松本の半年誌には、高尾比のメモ(新しいメモ... への宿泊を... 批判〜して〜べき。(⑥は⑤と発進路に出会う...)

〜8月4.16〜 松下昇

2の突進のメモを表現論的〜指摘し、 八木比を認めら。

時の際通信中<16>号の発行委託プラン

～'87. 3. 30～ 発行委員会

- 1. 発行時期
- 2. 発行方法～費用
- 3. 内容

3. 内容 ① 中<15>号との<>試案(この自体の議論に於て変更は可能) 1～2頁
 ② 中<15>号との<>連続性(400字×5枚) 量を含め

(中<15>号は小<15>号の付録に属する'86. 8. 8提起)

② 参加者の中心山各裁判過程の破綻略(400字×60枚)

A367系(α, β, γ, δ) 15枚

根本化と被害人と可子刑事公判(12枚)、人事院審理(4枚)

RB系(厚, α, β, γ, δ, 学友会, 法学) 15枚 此厚化のテ-マ

松下台合に属する中1～2～3次訴訟(2枚)

高校高成(3枚)、不和化のテ-マ(3枚)

判例公判論争上答案(2枚)

神戸大学争上答案(2枚)

河村公判上答案(2枚)

③ 関連する裁判過程～交差可子テ-マ群の位FA(400字×3枚×5)

守下訂反口或罪状罪

中山事件

岡山大学学

自改通信読取会

教団～教区～教会

④ この通信の自訂性には可子(任意の)テ-マ(400字×3枚×10)

⑤ 中<15>号の訂正～註(400字×5枚)

⑥ ～(調整予備E含む)(400字×5枚)

共同表現論の素材として

～'87. 3. 30～ 松下 昇

木₁ '87. 2. 20 尼崎中央公民館の討論にあつて、私は、情認識の二つの断面として、

- a. 岡山大学第一連統レポート
- b. 白夜通信(とくは中<22>号)
- c. 根本氏に因つた記事整理

の成立の可能性(成立条件の討論)

(私の進求する第一認識の) と提起した。

木₂ 前記の提起は、あくまで一つの断面であるが、少くともこの断面に因つた諸座の討論は、a～cについて展開することとした。a. 長、c そのほかの展開はありえなく、とりよす^(a)判断してゐる。(ありうる、という判断が訂正に可能であるとして、その訂正を決定^(a)する程の相互進求こそが、<(斗争)論として不可避である。)

木₃ 可能性論は、一つの方向では成立条件論(不^(a)成、訂正に因る消滅論)と関連してあり、もう一つの方向では共同表現論と関連してゐる。この二つの方向性の理解の座標系を形成してゐる、とせよとある。

木₄ この確認(に至る過程)にあつて、いま共同表現論の方向から a. 長、c の展開の契機をさぐると、

a について、企画、即ち、種如金等のラマに〈無〉関係が、
 c については、'86. 11 の評議会以降の自然通信の刊行～内容と、
 字と、
 字と、
 字と、

c については、根本氏の〈自〉肉とせざる^(a)孤立の復元、
 肉に転換してゐる。

に因つて、まず討論が開始されるべきである。第一の契機は高次化の方法を、
 長とせよとあり、
 長とせよとあり、
 長とせよとあり、

内藤 藤

87. 3. 26

松下 昇

根本氏の人事院審理の代理人に於て、その依頼に於て、2. 26

にお話した際、

2. 20 日付の内藤氏からの報告

報告

//

根本氏からの要請が及ばば、6番目迄には名前を載せて貰

というようにうかがった上でいて、これを竹中さん(たす)にま
伝えました。

竹中さんは、3. 10 ~ 14 に根本氏と会って話し、根本氏は

自命としては、たすさんに話して欲しい、とほのぼぼいかに言子に
反対はして、との意見を述べ、自叙の代理人選任届と印鑑
を竹中さんに託しました。

そこで竹中さん(たす)は、内藤さんの名を3番目に
載せて提出しようとするわけですが、

この方法には、異名や子字が不ふりがと思っております。

① 現実的には内藤さんが人事院と交渉したり、文書作成したりと
いう作業をたすさんでやる。(審理に必要な資料を不かりたり、
もし証人として採用されたら証言して頂くとして。))

② 本質的には、内藤さんの手交す可ては、ことある 知らずの事と
交差してゐるし、より浮化させるべき情状的必然がある。

という視点は同意の依頼を受けているが、さらに疑問点があるのは、ことある
を託す竹中さん、又は直接、知らずに提起して下す方が望めます。

鈴木 三の 様

- ① 大塚理香 (A367~松本さんの公判) 証言
- ② 人事院審理 (<城崎>、介理人テーマを含む)
- ③ <6>の月の現在性
- ④ ~~~~~

に そのことでは どの方に 関わり あるいは関わり合い
お尋ねでしょうか。 いずれの場合にも

このことについて レジメを作成しつ、上記①②③④

に関する会議の場を、
* この作成はすべて人が行おうとして、*を
その人が提議したことは状況はわかりません

おそれとも 5.13<->同年の前日、5.12午後10時~に

設定し、水いん、<1>才児、~とこれに参加して

いたたけたいでしょうか。

参加されない場合には、

松本さんと無関係に生き 生涯を過ごす 越えさるべき結果

覚悟をすてに 覚悟 したいと 示される ということになりすが
そうではない以上 ~~~~~

4.14 (大塚公判) 前に 御返事 いたたけよう、よろしく
お願いいたします。

* 昨年7月末と12月12日に 松本さん・赤松さん・(4人)さん
城崎へ 行ったことについて

それが 未開示 したことは
これについて そのさんの 発言 (3.10)
その間に 行った

" あり場 (一周山(2000)程度) といふことは、
Tさんには 言おうと思っただが、言うとは 負担 かけた
と思っただ。 "

は、転送の場を 作りつ 言いながら いたたけ
ませんか。 それがないと 主観的 意味づけ いかんにかかゆ
キマリの 構造を 越えられない と思います。
行為 - 発言の

* 4月 生命維持費を 送って 札幌へ 来たこと について (3.10)

" そういう お屋敷がある 子孫たち に かわしたう とうと 3か
(時間) (3.10)

という 主旨の 証言の 発言も、

前記 * の 場を 設定しつ 言い かわして
いたたけませんか。

生命 や 時間 の 松本さん、 心敗 自存さ。 送金 出いっつ

1987年4月7日

47 中 千恵子

鈴木氏の様

竹中さんから頂きましたその4ヶ月の年報の中に、4/14(大森公判)前に通事と〜の〜を、皆〜認してあることとあり、この年報と、〜の〜の方にあなたにと〜4子が竹中さんに委託して〜を〜して〜ます。(← 時間性〜本質性あり、〜4〜のイミを〜(〜)と〜を〜して〜ます。)

私は基本的に、た〜に〜して〜公平に〜と〜は、その存在によって〜。また不可視であるが〜し〜る〜可能性を〜として〜知〜して〜た。少くとも〜として〜た、〜と〜こと、あなたと〜が〜た〜し〜を〜た〜として〜感じて〜る〜。 (一方、た〜は〜、〜し〜た〜、た〜も〜も〜の〜は〜し〜、< >的懐念の〜の中に〜生きて〜る、と〜の〜の〜は〜は〜)

そのように私の立場から、昨年夏以降、あなたとの場で発言したり、〜の〜の表現が〜した時の内容(包括的イミ)が〜のようにあなたに伝わっているか、〜が〜不十分であったため、思い出し〜列記して〜ます。提起と併合して〜記すことに〜るので、イミ〜疑問を含めて、返信を待って〜ます。

- ① 昨年7月に不降で弁護士との打ち合せがあった後の食事の時。(終って歩きながら、〜し〜る〜) あなたは人事院審理を城崎で〜する〜て〜て〜し〜り(又は、知〜手〜の〜人に紹介し)、予調通り〜して〜る〜

〇大の学生諸君の1〜2人が反対意見の〜をしたが、〜は、〜を〜して〜る〜が、〜の〜を〜した。〜の〜も、この〜を〜方向で、<は〜>あなた(方)が〜〜風土に交差し、血縁の方と代理人として仮装登場させつつ出会うこと〜が〜は〜、〜を〜し〜て〜る〜し、あなたの自己史総括の浮城の場として〜し〜る〜と〜した〜から〜です。(そして、この試み〜た〜後〜に〜根本化の刑事公判への〜が〜り〜る〜可能に〜る、と〜)

と〜は、今年の3.10〜14にFLY〜は〜た〜は、竹中さんに昨年7月と12月に子どもを〜る〜4人で、〜で〜城崎へ行〜て〜る〜ことと〜し〜る〜した。(この語り方の相対的転倒の必要性については、竹中さんが認して〜る〜から、〜が〜し〜る〜せん〜。語〜〈失望〉と〜有〜して〜る〜こと〜は〜〜て〜ま〜す。)私としては、あなた方の前記の行爲(竹中さんへの周示方法も含めて)は、私〜城崎での人事院審理の本質的イミに〜た〜希望を〜定〜した、少くとも文相に〜て〜る〜た、と〜し〜る〜る〜と〜せん。

これを止揚し〜る〜には、竹中さん〜〜し〜る〜、あなた(方)が〜、〜した〜〜〜風土の人々(の要請する水準で)の全員と代理人として申請し、打ち合せ会議〜審理の場に参加して〜る〜こと〜を〜力〜あ〜て〜り〜く〜他〜る〜の〜は〜あり〜せん〜か?

- ② 私が昨年9月に降〇大〜に〜知〜して〜った〜方〜は、た〜に〜降前の〜に〜知〜して〜った〜と〜る〜く、〜し〜る〜高次を〜全〜斗的〜方法

の一つの応用でいた。いふことは、そのような応用をせざるにせしむ
 何と眼前のテーマは、深刻をうにせざるは低次元のものに矢張りいつ
 あったのであ。例として、(4) 5月と論じるときは、直接・対等・公
 同の原則 (5) 自らの意見を、〈注意〉必然的他人を媒介して伝
 える回路の設定 (6) 論じ対象 同一 時間内距離を定めておいて
 相手に委託せよ。等々。

私の ~ '86. 10. 3 ~ 10 の提起が私の個人的意図をこえて
 威力をもたせたとすべし。前記の方法に反するものは、金銭的報酬
 がらみで大学斗争 ~ < > 斗争と対立するにせざるべし。直感か
 らぬかぬの参加者 E 5 7 4 1 だかどうかと私は考へてゐる。(もちろん、
 この時期に、〈私〉に對して生じた〈殺〉意を含み誹滅がらみ、とせり
 誹滅願望の別の大き〜テーマとして知覚化し録せよとせりよせぬ。
 今こゝでいふのは次のことである。)

あなた(方)にとって、例として〈6〜〉が月の委託と一方向でせよと
 するテーマに因りて、どのような知覚化をせしむべきか、本来、前記の
 ~ '86. 10. 3 ~ 提起に對する依頼を自ら準備してゐるが、あるいは、
 結果的にうけ入れたにすぎないか... 理由 ~ 未来形で (7) (8) にどう初めようか...

竹中さんの4. 7. 5の半紙にある (3) のテーマ、このことに深く交差
 してゐるにせよ。

(3) 昨年の大阪でのうた合の時のこと、私は何處か、(4) 根本は
 公判にこそなれど、(5) 鈴木さんは証人として証言しつゝ大か
 らぬ。と語りました。これは、この言葉を含みテーマの 構 の経緯と
造

して判断すべし。① については、公判調書が誤して記録してある
 公判を修正するテーマに因りてこそ知覚化表現せよ。② 裁判所が
 認めざる可能性の大きい証言より前にあるべき巨大な証言が必要で
 いる。と私が語つてゐるのは明らかである。あなた(方)
 たけでなく、衆言の真意とせよと切りとつて考へてゐる人々経緯
 のために、あつて前記のように註せしむ。

つまり、私としては、今後、あなた(方)根本にたいし刑事公判や
 人事院審判への参加を希望することなど全く想定してゐない、と考
 へてゐるにせよ。

(4) 竹中さんは、あなた(方)が5. 12に会議を設定するよう提起
 してゐるが、私は、この日とすに、4月中 ~ 下旬に設定される
 〈自來通信〉設置会(日時 ~ 場所は、私もまだ知りません。)にて
 あなた(方)が参加されるよう望みます。いふことは、これはすでにした
 ことその他に、同封の ~ 3. 30 ~ 10 の二つのレシエを参照し
 て下さい。どのような障害があるかと(指カに拘束してゐたり、
 此層のようには、〈死〉と接して入院してゐるにせよ限り) 参加される
 (私は3. 31 ~ 4. 1に信州へ巡回してゐる) 必然があること、参加される
 方には、走つと予測以上の大きな成果に出会うてあること、
 交通費 ~ は、どのような方法でも知るかから提出可能であること
 を付記します。

~ '87. 4. 9 ~ 松下昇

鈴木との様

4.11日の速達をうけとりました。

4.19に参加されることと大へん重要なこととして、うれしく思っております。昔々も私の後輩学友の討論〜から二次的に集積した〈11〉万円をお送りしますが、これは札幌にいる〈4〉人の〈片道〉分の交通費とお考之下さい。〈交通費〉を含むテーマの読者について、〜4.19〜に討論し、全員で負担し合、〜というところを考えております。かりにたいへん具体的には負担しなくて、私は支之鏡48つ取りで〜ます。

なお、ご至心は、あまた(方)が重要と考えるテーマ(「会議」や「討論、〜の異知〜を含む)について、レジューを作成しておいて下さること、非参加者があると思われる、その人のレジューの発言を筆記して下さること、をお願ひします。
と3月24、同日にて

〜87.4.14〜

松下昇

松下昇

〜4.9〜付お手紙と〜3.30〜付レジュー受けとります。

4月19日(日)の〈白夜通信〉読者会には、今とこ3参加しようと思っております。

討論の脈絡の中で、松下さんの手紙の中心さんの手紙への返答〜

〜異知〜も述べていただけるかと。 (「会議」や「討論」〜への

異知〜も入(入)了。)

尚、交通費については、お君もいらして下さる方がよいとお考へたい。

二人の交通費11万円を至急送っていただけますと幸いです。

とさせていただきます。

1987. 4. 11

鈴木 昇

鈴木 之 稿

前便への追記です。

元年度の宿泊場所として、六月の学生ローには〈1〉名、〈2〉部を予約しておきました。

これは、お送りした〈1〉石田の海苔からの準備として、この前記の宿泊場所と活用して下さる。

*に〜では、4/9の会場で、さらに具体的に意向します。

～ 87. 4. 15 ～

松 下 昇

灘 62.9.16 と 岡山東 62.4.17 の消印の (東直) 便封筒表が手紙は 700
岡山市門田文化町 2丁目 6の26の右側に 赤字で門田日本町 2-2-56,
左側の空白には 略図がえがかれている。

古く傾き倒壊したりにちた尾屋レポートの一室から、左³の³を要請
されたから なんとか一年ぐらいいは一人のふんが³はらっていたが、丘陵のちやう
頂上部のしりけた場所に安くて静かな一軒屋がみつかり、この年の桜
の満開のころ、引っ越していったのである。

そして、二十年... いる、どこから出ていく間際に、この作業をしている
この時期、もう一通、郵便配達員の手で住所表示が書きかえられた、
5.11 消印の手紙がある、久住登茂子さんからのもので、書簡集(2)
から... 揺曳している影のどのようなかたちかゆめたなびいていたが、いま
少し先づきのどろろと、影の分断の模様をみうろくに...
それに対する返信をこぼしておきたいと思う。(返信の日付は'87のまじか...
こんなことがあっている... のに気がしている)

打ち寄る波が時とに息に大きくなり、おそいおそい、のみみまじりていく
なかのよりに、手紙と(2やり)よりエビているテマの色調も水の色のように
微妙に変移しているのに後に気がついていいることがあった。

それにしても、こんな大勢で、やりかえるのに困難な郵便物を一度にとり
受けとて、どのような返信のしようかあるのかわからず。

時の樫通信第(16)号、発行委託プラン ~'87.3.30~を目にしたとき、
僕は左たい打ちふるえ、左だたの腹するまに、とこを握りふりかけた
ナメジのよりに縮減し、消えかかるとしていくのを感はらした記憶がある。
何とかこまかして。

全ページを(何、!? 関係性表現~の) 包括して〈共同表現〉
しよう... ~時の樫通信~の発行委託プランが提出されている.....

←) 体とが、あははよい、どうも(す)かた、それとてい(は
ま)らう...

互んてが対応しながら、地曳網のよりにしりかた、しりかたもいる

左) 手紙はなし、かによりに逃げ隠れ、脱脱し、裏切られたかもしない、
返事を出さないわけにはいかない、うけとたことわけでも出して(手紙は)
たか、こころ、自分の手紙をこぼしておくと、いふことも、ぶつかりとるく、
~'87.4.16~ 付の手紙と同村とあはれものに対する注はかき、かかると、
ことごとくあはれもの区切りをつけておかないと考へる。

僕かいてくとした空間を、とくにいきくとくに、落着しとらさぬ空間
対象化分離~ 挿入かどのよりにできるか、² 作風に惹きつけている身体
にうきとらさぬから、僕は、巻りとどけらぬ手紙と対峙していく。

あはれはとこで、読んたいはるか? 書きたいはるか?
時刻の往來がなるとしたテマ夕集種空間に圧殺されつづくと、
逆立ちした頂門の一針の分散で、...

上下二棟二十八室あったパート全てとりわけのため、立ちのきを要求され、……十数年位存び存れられて彼背上一の室から、同じ丘陵づつたいに居るというのどしはが、壘圍墓に近しい軒屋に、居所がかわっています。

パートの一室で、少くとも、これは、観念の、揮発された過程に、言葉なく、どう生きようか、どんな呼吸ができていたか、このみてきたつもりですが、中途にたええぞというどしとすかい、存じながらに下降してはく底流のたまりだ、いまいって、みかちの言葉で観念の存在にかかわる検証の時間過程を、横切ってみよう……と思、ていらしいのです。それ、すかに、まじり、花影にみびえぶらえ、酒の匂いの道えぬ日々のことですが。

観念や言葉をこのことばに、一語に観念や言葉をみせりありたてたみせうと念じながら、たえええぬ一瞬をもの、その可能性と、前極にいく（雷）物のあひだを、よぎらゆきたい、と。その一室にとどいてあるたからの手紙は、今も新鮮に記憶してしまふが、その光源のぼけゆく距離のちがひ、例え、ちがひ、堂宿のちがひ、存にか一は、まじりいらしていいのどしからの解体したちがひ、存とちがひ、志をきかちる判断停止をひきだしてきこえます、最少限のことまできかちる、たれしなうは、たれしのうです。

ほとんどのことばとどうもよく、ことば存い悲哀にことば存くかかちる“水くし”とは、さん存水くし向体にあいて、どいれも、世界の総体にも、全体の文脈に式とてまえ存いしては、自明を構造として、その断面としてあります。

ことば存い悲哀とは、ことば存い……敬意といいて、みかち、いつていじらうか？ この、究性から形而上学に上る秘やくかあるてい、ちがひ、少くはかりてい生存の恍惚に、ことば存い、うごかちるいけるけり存のてい、たれし、たれしにうきまうとうとく落と退利は、そのいさよきにかかり動くちがひによるもの、たれし、このちがひ、言葉、観念、ちがひ、科学（指術）性、生命、優……のあひだ、とり存てい、たれし。

この手紙をいさよきまうたのは、同封の～（白夜通信）読書～開値のあひだ、にありたおに、5月17日（四）の会場に、あるたからの手紙を回望し、てきてらそのどしを、鈴木その人にみ渡りてい、てい、飛落願いた、てい、たれし、たれし、久住はたれし、御一端にちがひ、たれし、ちがひのどし、たれし、たれし、御意恩等ありまてい、たれし、不手数どし、たれし、会場には御連絡下さい。

書簡集(4)というかたちにはできず、~1987.1~5~と単に書簡が送
受されていた日付の時系表示としての発行が、どのような事象(のうへ)と
して意味をおびていくか、今のところよくわからないし、(1), (2), (3), ...
は何であったのか、どこからどうするか、なるのかも見とあせない。

ただ、松下昇からとどいてくる手紙をコピーして少数の読者に提示
しておきたい、しなくてはならないという思いが、始めた作業が、このまゝ
袋小路に突入してしうとは予想してはいなかった。これは、おそらく、松下
昇~と... 固有なものを離れたいくく思想>表現の問題である、と書いても、
よけい困難にしきつらくなっていくだけなのよ)である。

書簡集(3)まではくちでも確かに書いたという感覚はあったが、この
~1987.1~5~は、その感覚がない。作業中、今までのないような
なことが殺到し、浮き足たえられ、限られた時間にせかされ続け
てきたというわけではなかつたしもないのに、これはどうしたことか、と一
頭のなかに疑、てみるが、ふらつきも、痛みもほとんどおさまり、
百くあてきこはいる。くちでいて、着... 靴、床、地してはいら。

だから体勢をととのえようとするも、体力がつかない。一旦、こ
たまり、あてはどうかかわらないことにはしているという思いもか
ちめるが、そんな時、あてをかくて坐、腰をため立とうとしている
のか判然とし、いふ勢で、かすかに微笑って、手はあやヒリの仕事
ではあるか何か描うとしている影絵のよな動作がみえてくる。

松下昇の手紙の筆跡をそのコピーで初めてふく見続けた人に
指摘されてはじめてわかることではなかつたしもないか? そのコピーが
行く読みにくくなってきている特徴は、ふくかふくか筆圧の
一まぶさくことが、手で無重刀状況のなかでの複(素)数真とし
書くことにかぎらない諸行のたに散ら、内部と外部との出入り
(自由に)昇降しながら、結局、くちらま、かくことになってきている

のではないが、ということである。

しゃべるように書く、かくように話す、— それをどうした、ということでも
ないか? しれないが問題は、あまた~か? どこで、どんな空間で書き、読ん
で、どうやって伝えようとしているか? ち、すくくにして、無限遠真の獄中
にあき、降着者、さびに~にいき寄せられ、不可避の出会いにおける存在
の交換条件として、相互~共同で過渡期の表現過程に問、ていること
である。

不可逆の矛盾に、可逆的である(可逆的であることと本質とする)表現
(... 過程)でいごみ、くちこそ表現の根拠があり、くちでしか表現する
な、そう松下昇~は言、ているよ)な!

倒底の、最低限の訂正表を今回も作成できなかったばかりがコピー
印刷すべき書簡集の左右を途中から逆にコピーしてはいると、この段階
で気づき、そのまにしている。

今は、蛇腹のおりに穏急に伸縮する複(素)数の時間軸、くち
~の突起にふれ、おしおこり出され、どのおな思かいかできずか
検証してみようか。

母の死による罪障感の自由に、くちに部分的な自死(の自覚)
にかまわて、降りていく...

~2008.11~

~気付 金本浩一